

令和4年度第5回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和5年3月7日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令 和 5 年 3 月 1 5 日		午 前 1 0 時 0 0 分	
開 閉 宣 告	散	会	令 和 5 年 3 月 1 5 日		午 後 2 時 3 9 分	
応招 (不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治	
会 議 録 署 名 議 員	4 番		坂 口 幸 法	11 番		猪 原 清
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生 涯 学 習 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	塚 本 健	生 涯 学 習 課	椎 葉 直 宏		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住 民 ほ け ん 課 長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住 民 ほ け ん 課	佐 藤 愛 子		
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福 祉 課			
	企 画 観 光 課 長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企 画 観 光 課	佐 々 木 英 人	建 設 課			
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危 機 管 理 防 災 課	大 森 博 範	農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一	産 業 振 興 課	竹 下 政 孝		

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

12 番落合健治さんの一般質問を許可します。

12 番落合健治さん。

落合 健治君の一般質問

○12番(落合健治君) それでは、おはようございます。それでは、通告書に従い一般質問を始めたいと思います。

コロナ禍が少し落ちつき、マスクの着用が個人判断になり、感染症 2 類から 5 類への見直しも見えてきた中、コロナ前に戻ることを想定して、それとほぼ同時期に移行が行われる部活動の社会体育への移行についてまずは質問していきたいと思います。

1 番の中学校部活動社会体育移行について。

前回の会議で同僚議員の一般質問に対する答弁により、社会体育への移行が令和 7 年度から進めていくことは分かりましたが、その考え方や姿勢について教育長、町長に伺っていききたいと思います。

答弁の中でですね、6 回の協議で小学校と同じように移行していきたい、計画していきたいという話がありましたが、やはりその前にはですね、教育長と町長の元々の計画の土台となるものが必要で、その部分については答えられると思いますので、そこについて質問していきたいと思います。

まずは 1 番の方を質問していきます。

教員の働き方改革を念頭に進んできている部活動の移行なのだと思うが、その対応について各自治体に任されている。本町の教員の関わり方として、今後どのようにお考えか、まずは教育長に答弁をいただきたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

佐藤教育長。

○教育長(佐藤 邦壽君) それでは失礼いたします。中学校の部活の地域移行、社会体育移行の件についてのですね、お尋ねであります。はい。

お答えする前にですね、少しだけ部活に関わるお話をさせていただければ、理解がさらに深まってくんじかないかなと思います。よろしく願いいたします。

今、中学校でも各先生方、部活を一生懸命取り組んでいらっしゃいます。普通の日も土曜、日曜もですね、大変なお仕事ですけども。

ちょっとお尋ねしますが、この部活の指導に手当が出ているかどうか、どう思われますか。はい、これはですね、手当は出てるんですよ。出てますが、4 時間以上指導しないと出ないんです。ということは月曜から金曜までは出ないということですよ。4 時間以上できませんもん。4 時から始めて 4 時間すんなら 8 時ぐらいまでせんばんですから。ということは月から金まで出ないということです。じゃあ出るのは土曜、日曜、あるいは祝祭日。こん時は 4 時間ぐらいできますよね。いくらだと思えますか。時給 600 円ですよ。4 時間以上はも

う同じですから額は。600×4は2,400円でしょ。4時間部活動を一生懸命やっても2,400円しか出ないんですよ。

中学校の先生、まあ小学校はもう社会体育に移行しましたが、中学校の場合もう先生方は本当に月から金まで、土曜・日曜は練習試合、何とか大会、休む暇ないですね。だから人間らしい生活ができていないんです。ご自分のお子さんと一緒にハイキング行くとか、一緒に映画を見て過ごすとか、奥さんと一緒にどっか出かけるとかできてません。これ私も経験してきましたから、一切できませんでした。だから自分のご家族との思い出づくりも、なかなかできにくいということなんですね。はい。そういう状況が連綿として続いています。

そしてもう一つ、これご存じない方が多いかも知れませんが、この部活動、学校部活動というのは、本来の業務ではないのです。どういうことかと言うと、全ての学校教育活動というのは学習指導要領、これは法的拘束力があります。これに従わないと違反になりますから処分が来ます。この学習指導要領に基づいて各学校の教育活動の全体計画を立てるわけです。その全体計画が教育課程と呼んでるんです。

ところがこの部活動は学習指導要領に位置づけられておりませんので、教育課程外の活動となっているわけです。ということは教師の本来業務ではありませんので、拒否しようと思えば拒否できます。全国的に見てみますと、拒否してる先生も結構いらっしゃいます。

しかしですよ、目の前にかわいい子どもたちがサッカーをやりたい、バレーやりたい、水泳やりたいと言うならばですよ、そらやっぱ教師としてやらなければいけないんですよ。これは、だから本来の業務でありませんので、長い慣例、慣習として行われてきたわけですね。

この学習指導要領は10年に1回改定が行われます。10年ぐらいに1回ですね。戦後直近は、終戦が昭和20年ですから、21年に戦後第1回の指導要領が示されています。それから大体10年置きにこうきますけども、一番最初、昭和21年に示されたものの中には部活動、位置づけられてます。もう一つは皆さんも子どもの頃、学校でクラブ活動というのをご存じでしょ。週に1回、例えばA先生が囲碁が得意だけん囲碁クラブ作ろうかな。ドッジボールが盛んだけんどッジボールクラブ作ろうと、そういうのありましたよね。はい、それも部活動と一緒に位置づけられておりました。

ところが21年だから22年ぐらいの指導要領改定の時は、その中から部活動は外されました。クラブ活動は入ってました。それからずっと時代がずっと進んできますと、そうですね平成10年の改定におきましては、いやそん前に昭和44年ぐらいですかね、その時にまた部活動が指導要領に位置づけられたんですよ。そして平成10年の改定ではまた外されたんですよ。平成10年以降ずっと外されてます。ですから現在も本来の業務ではないということです。

今申し上げましたように、こういう学習指導要領の変遷もございまして、依然として本来業務ではない。従って学校の先生方が非常にやっぱり苦勞しておられる。そういう背景ございましたので、やはりこの部活動なんとかせんばいかんばいということで文部科学省も動いたわけですね。そして小学校の方はもう実現しております。

今中学校の方が動き始めてますが、先ほど議員さんおっしゃいまして、令和7年度から始まるというようなことをおっしゃったんですけど、確かにそのとおりだったんですよ。去年の6月の文化庁、文部科学省のガイドラインによりますと、もう7年度から移行しよう。ところがですね、実際それを打ち出してみたら世間からいろんなこの意見が出てまいりまして、いや3年ぐらいじゃ無理ばいと。一番の課題は何であるか。指導者を見つけるのに苦勞すると。最大のネックです。だからもう少し時間ばおかとやはりこう地域移行は難しいということになりまして、去年の12月の27日付でしたか、改正された方針が出てまいりました。

そして今年の2月21日でしたか、嘉島町におきまして県教育委員会主催による説明会がございまして、その情報が直近の情報であります。はい。で、じゃあ7年からは難しいとなればどうなるかといいますと、令和5年度、6年度、7年度、3年間をかけてせめて土曜、日曜には社会人をお願いできるようにしていきましょうということです。はい。土曜、日曜だけです、祭日も入るかもしれません。せめてそのくらいは学校の先生は部活から離れて、地域の社会人の方をお願いしようじゃありませんかと、そういう動きになってますね。

それで令和8年度ぐらいから、例えば、バレーはできるようになった、サッカーも整った、できるところから始めましょうということになってます。そういう地域での指導をですね、はい。

そういう背景ございますので、大変長くなりまして申し訳ございませんでしたけども、今から議員さんのご質問にお答えしていきたいと思いますが、ご質問はですね、部活動は社会、地域社会に移行してしまった後、先生方はどうなるんだろうということですよね。

結論から申し上げますとですね、しかもこの前、嘉島町で行われた方針によりますと、やりたいという先生はできるような方向になっております。はい。やりたいという人はですね。もう部活動が大好きという先生もいらっしゃいますからね。それはもうそれで好ましいわけですよ。

ただし仕事を持っておられるでしょ。土曜、日曜はフリーですから一向に構いませんけど、月から金まで実施、指導するようになればですよ、これは教育公務員でありますので、例えば4時からその指導に出掛けるとすれば、許可が要りますね。公務員というのは、職務専念義務というのがございますので、職専念と言ってますけど、教育委員会に所定の申請書を提出して、私は4時から部活動を指導したいですけれども、許可をお願いしますと申請しなければいけません。それが教育委員会にあがって来ましたら学校長と教育委員会が相談をしまして、まあ4時から出て行きなればってん学校経営に支障はないだろうかと。そういう観点で吟味をします。まあ大丈夫だろうってなったら教育委員会は許可をします。許可をする、されたならばやっていいわけですね。はい。

土曜、日曜は許可を取る必要ありません。ただしですよ、土曜、日曜を指導して報酬をいただくならば許可が要ります。ボランティアだったら要りません許可は。そういうことになるようであります。実際あの町内の学校の先生はですね、もう土曜、日曜、小学校の先生ですけれどもあの指導に行っておられます。はい。非常にこう楽しくやっておられると聞いておりますけども。大体そういうふうになっておりますよね。

そして許可がおりたならば、例えば、地域社会移行した場合に管理運営団体がどこになるかまだ分かりませんが、例えば、例えばですよ、多良木のあいあいスポーツクラブ。ここが部活動の管理運営団体となつたとしますと、その許可された先生は、あいあいスポーツと交渉して、いろんな契約を結んで、いろんなことを取決めするわけですね。はい。そしてそこで頑張るって指導していくということになります。

大体以上のようなことですが、長くなって申し訳ありませんでした。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 教育長の方に答えていただきました。

確認すると、部活動に関わることは先生の意思にほぼほぼ任せられるっていうことでよろしいんですかね。

もう一つ追加なんです、今、先生が言われたように、移行するにあたりですね、先生がもちろん指導に入るクラブ、入らないクラブ、両方あるわけですよ。すと移行中、移行後ですね、そのクラブ内での問題が発生した場合、先生がいるのといないのじゃ全然違うと思うんですよ。

今度あのあいあいスポーツクラブにほぼほぼが移行していくわけですが、今度はそのもち

ろん管理団体がそうなった場合ですね、範囲がもう本町の中学生だけとは限らないわけですね、今度は。他の学校からも入ってきているわけで。

そうなった時に、他の中学校との連携もしくは先生がいない場合、指導者が、先生が指導者として入ってない場合、今度は問題が発生して保護者から声が上がってきたら、もうあいあいの方に移行してるからと丸投げするのか、それとも先生が指導している、指導していないに関わらず、そこに入って窓口もしくは何かを設けてですね、他の中学校とも交渉しながらその問題解決に間に入って行くのか。

その辺について教育長にもう一度、これは端的にお願いします。よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） はい、今おっしゃった問題は当然、今後出てくるだろうと思います。その対応をどうするかということですが、まだそういう問題について教育長会、あるいは校長会等でも協議したことございませんので、今後そういうことを協議していくことになるだろうと。そこで明確な対応方法が出てくるんじゃないでしょうか。

ただ個人的に申し上げますと、やはりこうなんもかんも丸投げではですね、実際、自分の学校で学んで子どもが行くわけですから、そこでけんかしたり色々トラブル起こったりした場合ですよ、うちん学校は知らんぞって言われませんか、やっば。

ですから何とかその学校、管理運営団体の中に学校職員とかが入っていくような仕組みがでけんもんかなと思ってるんですけどね。

それは近々また来年度ぐらいになってから話し合いがあると思いますので、そこで検討していければと思ってます。はい。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、私が思ったような答弁がいただきました。

丸投げじゃなくてですね、やはり教育委員会がある以上は、やはり総合計画の方にもスポーツ推進の方、明確に書かれております。その辺についてですね、教育委員会等でもですね、問題の解決に向けて窓口を作っていくなり、先生方が関与していないクラブにおいてもですね、やはり日頃の関係性を保っていただいて、問題の解決についてやっていただけたらと思います。

それでは2番に移りたいと思います。社会体育について移行したとしても中学校についてはですね、生徒が高校等を決めるスポーツ推薦等もありますので、または推薦など進学の手段にもなり得ると思いますが、活動する生徒に対し金銭的に応援していく考えはないのか。

これは町長と教育長お2人に聞きたいんですが、まずは教育長の方からお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） 社会体育に移行した場合に、経済的に困窮する家庭の子どもたちへの支援はどうだろうかというお尋ねですね。はい。

現段階では、まだその検討はしていませんけれども、これはもう大変大きな課題でありますので、必ず検討しなければいけないだろうと思います。

やっぱり経済格差によって、教育格差が生まれることは絶対あってはなりませんね。サッカーしたい、金持ってる子どもさんは、家庭の子どもさんはできる。こっちは厳しいところはできない。それは絶対許されません。

ですから、やっぱり経済的な支援というのはやっぱりしていくべきだろうと思っております。ただ予算的なことは町長部局でございますので、そちらの方にもお願いをして行こうと思っておりますが、そのことも含めてですね、いずれ地域移行検討委員会、小学校の時も立ち上げましたけど、そういうものを立ち上げた上で、その中でも検討していく事項かなと思っております。はい。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 教育長にはですね、昨日、委員会で熱く、内容的には詳しくは申しませんが熱く援助については語っていただきました。

今度は町長の方にお伺いします。先ほど教育長が言われたようにですね、もちろん今、予算が部活動の振興費だったりとか、コーチの謝礼だったりとか、大会の援助だったりとか組まれております。

今度、移行するに当たりそういうのも含めてですね、変わらずもしくは多額にですね、私は支援していくべきだと思うんですが、やはり一番難しいのは先ほど言われたようにコーチの成り手だと思うんですが、そこを加味してですね、町長の方はどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、教育長の答弁、色々とお伺いしましたが、私の知らないことたくさんありまして、やっぱり佐藤先生みたいに現場を踏んできておられる方の言葉で語られるとですね、非常に説得力あるんですが、私の場合は事務的かというと、そういう形になってしまうかもしれませんけれども、お答えしたいと思います。

部活動が社会体育に移行した場合の金銭的な支援については、現段階ではまだ検討しておりません。小学校の時に検討委員会を作られましたので、その形でまた推移してくものというふうに思います。

熊本県立公立中学校の運動活動における休日の段階的な地域移行推進計画案というのがあるんですが、これにおいて、熊本県教育委員会の取り組みとして、経済的に困窮している家庭の生徒の地域スポーツクラブへの参加費用の支援等に関するシステム構築に係る支援を行うというふうに明記されております。

きちんとした指針が示された時には、今後、設置する予定であります中学校部活動地域移行検討委員会、先ほど言われましたですね、で審議していきたいというふうに思います。程度がどの程度になるのか、それはもう先生方の考えとご意向をお聞きした上で聞いていきたいと、実現の方にいければというふうには思っております。

熊本県の方も支援を行うというふうに言っておられますので、そこらあたりをしっかりと認識をして、先生方の話の結果を聞いてみたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、この2番についてはですね、支援をする考えがあるのか、もしくは先ほどもちょっと言ったんですが、あいあいスポーツに今ところ大体の運動部が移行していくんですが、あいあいスポーツの方に移行するからもう全て任せて手を引く、もしくは事務的にもう何もかも引いてしまうという形になるのかどうか、それを心配していらっしゃる保護者が結構、多数いらっしゃいます。

中学校入学するにあたりですね、もう既に高校だけではなく、中学校から自分たちの地元を離れて、他の中学校にやろうという風潮もちょっと出てきております。それに関してですね、この援助するかしないか、ものすごく大きな問題だと思いますので、よく考えていただきたいと思います。

この3番に関してのですね、ちょっと関係があるんですが、これは別として聞きたいと思います。3番に移っていきます。文化部の移行について、前回の会議で同様に7年度から8年度に向けて協議をしていく、8年度からだったですかね、協議をしていくという答弁がありました。例えば吹奏楽部などは楽器のメンテナンスなど金銭的にもかかり、今後どう移行していくのか不安も聞こえてくる。現状で答えられることがあれば聞きたいと思うんですが、文化部に関してはですね、一番移行しにくいものだと思います。

土台自体がですね、あいあいスポーツの方にはなく、でもあいあいスポーツの方には、文

文化部もしくは文化的なやつも、あいあいスポーツの方で立ち上げていいというような規約にはなっております。そこでどういうふうな形になるのか全く見えてきていないので、また指導者に関してです、運動部とはまたちょっと違って、吹奏楽部、まだ今ものすごくいい成績を出している中、保護者の方もちょっとです、敏感になられてまして、先生の負担のことも考えるが、やはりこの先生に指導してほしいとか、多くのこの今のこの移行の先生たちの指導軽減っていうのは真逆の文化部に対してはですね、なってきたと思います。

せめてですね、これに対して慎重に検討していくべきだと思うんですが、せめて生徒とか保護者もしくは先生がですね、移行後も安心してもらうためにですね、さっき言われた家庭的にどうのこうのじゃなくて、吹奏楽とかに関しては機械の機械というか、楽器のメンテナンスと別に予算が必要ですので、それをクラブ内で集めてメンテナンスってなると、もうそもそも親の都合で子どもができなくなることも考えられますので、そのことについて、文化部として、文化部移行の話として教育長、町長にお聞きしたいと思います。

では教育長の方からすいません、お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） 吹奏楽部の件で地域移行した場合どうなるんだろうかというようなお尋ねですね。はい。

今、多良木中学校の場合は非常に吹奏楽部盛り上がりまして、この前は九州大会出場ということで、30 数年ぶりの快挙だったということであります。当然、子ども生徒も保護者の方々も盛り上がりおられるわけですが、これが地域社会に移行した場合どうなるだろうと。

例えば楽器はどうなるんだろうとか、お金の問題とか、指導者はどうか、色々ありますよね。今の楽器はどうなるんだろう。中学校の。あれは町の財産ですからね。例えば、あいあいスポーツの方に貸し出すとかですね、それも一つの方法かも分かりません。

ただ個人持ちとなると、これやおいきませんもんね。うちの孫もサクソフォンですか、担当したんですけど、うちの息子に言ったそうです。お父さんサクソフォン買うてくだいて。バカ言うなて、何十万すっと思とるかて。そういう、それくらい高いんですね。100 万円もらったって楽器2つか3つ買えるかどうかくらい高いんですよ。はい。

ですから、先ほど運動部の方でも出てまいりましたが、経済的な支援をどうしていくか。もちろん会費とかもありますしね。これもやはり基本的には立ち上げる予定の検討委員会、この中でしっかり協議していくべきことかなと思っておりますので、はい。

指導者はもうとても今張り切っておられます。指導者は確実に見つかるっちゃうか、もうおられますのでね、もう生徒よりも意欲に燃えておられます。はい。

ということで結論から申し上げますと、検討委員会の方でしっかり検討していきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、先生おっしゃいましたが、今回ブラス部が 36 年ぶりだったということで、昔うちの子どももブラス部におりましてですね、その頃は楽器を買うのに廃品回収を何回もこう繰り返してトラックに積んでやってたことを思い出します。

で、結局それは楽器を買うというよりも楽器のメンテナンスにほとんどが消えてしまってますね、楽器自体は 50 万とか 100 万とかしますんで、なかなか楽器を買うというのはできなかったと思うんですけど。

先生が今、生きた答弁をされましたが、私の場合は型どおりの答弁になると思いますが、運動部活の社会体育への移行についてもまだ案の段階ですので、文化部の移行についてはまだ具体的な方針を示されていない状況です。

議員おっしゃるように、吹奏楽は高額な楽器の購入がありますので、メンテナンス等で多

額の出費が重なります。地域移行はなかなかハードルが高いというふうに、地域の方に移行して指導者をつくってというのはですね、なかなか難しいと思います。

担当課の方から聞きますと、先生が異動することによって、その指導する力を持った先生ですね、その方が異動することによって、その学校がバーンとこうレベルアップすることなので、そして実はこれ人吉の話だったらしいんですが、人吉におられて多良木に来られたら、向こうまたぐとこう部活の勢いが無くなったということで、楽器はあるんだけどそれが定期的に活用されていないという状況が生まれるということですので、まあ私の考えでは、今はまだ楽器も壊れてるやつもありますけど、まだまだ修理が効くということですので、その修理代ですよね、そこらあたりを先ほど言いましたように中学校部活動地域移行検討委員会の方で検討していただいて、どんな形になるのかそこのご意見を聞いてみたいというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、町長に関しましてはですね、教育長に関しましては、私より吹奏楽部、もしくは町長に関しては楽器のことに關してですね、私よりものすごく詳しいと思うんですが、先ほど言われたように、普通に子どもたちに大人の事情でですね、できないを判断にならないようにですね、これあの先生たちの負担のこともものすごく関係ありますので、その検討委員会の方でも十分に検討していただいて、もし生徒、保護者の安全を、安全じゃない安心をですね、とれるような何か決まり事があれば、検討委員会の途中経過でも言っていただいて、すと入学者数等もですね、入学される子どもさんでもありますね、安心して吹奏楽部の方は活動できるんだ、運動部の方は活動できるんだというふうになると思いますので、予算措置については町長、教育長もちろんですね、力を入れてやっていただきたいと思います。

それでは4番の方に移っていききたいと思います。生徒の減少もあり、活動できるクラブ、廃止にならざるを得ないクラブ等が今後でてくると思うが、判断するのはどこだと考えるのか伺いたいと質問しているんですが、皆さんもご承知のようにですね、生徒は減少するなか、部活の休止もしくは廃部も避けて通れないものです。

私もですね、中学校のPTA会長を数年務めさせていただきましたが、その時はソフトボール部の廃部を行いました。何年もかけてですね、説明して、新入部員の制限などをして、非常に大変だった思いがあります。

これと同じことがですね、この移行することによって、やはり繰り返されると思うんですが、個人競技、団体競技、非常に決めるについては非常にデリケートなことだと思います。

先ほど言われたように、先生が指導者として入っていない場合ですね、外部コーチとその代表で話してってということになりますので、できるだけ話を聞きながら、生徒たちに寄り添って話をさせていただきたいと思うんですが、クラブに移行後もですね、生徒にできる限り好きなスポーツを楽しんでもらうという観点から見れば、判断とか、また問題に関して、教育委員会や先生方、保護者等の相談窓口ぐらいは必要だと思うんですが、教育長の方、どうお考えか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） 私も校長の時に、非常に難儀したことがあります。部活動というのは作るのはわりと簡単ですけど、やめるのは至難の業です。それに現に生徒がおられますからね、生徒はやる気満々ですから。やめるぞと言われたら、何でやむとてですかって怒られます。

しかし、やはり現実問題として生徒数も減ってきて、なかなかそのチームとしてのプレーもできなくなってきたと言う時には、やはりしっかり検討を、子どもたちや保護者のご意見でもありますね、しっかりと聞いて、そして判断をしていかなければいけないと思うんですけども、

それをどこが判断するかということになりますが、学校部活の場合はそれはもちろんやっぱりいろんなご意見を伺いながら、最終的には学校長の判断ですね。学校経営の最終責任者は学校長であります。

ところが地域社会に移行した場合どうなるか。管理運営団体があいあいスポーツとかになりましたならですね、そこはやっぱりそういうスポーツ活動の全責任を負うべき団体でしょうから、そこでしっかり協議されてどうするか、廃止するか、もういつとき続けるかということになると思いますが、ただそこに子どもに関わることですのでね、学校は傍観者でいいのかということもありますよね。

しかしあんまり関わり過ぎると働き方改革の目標も目当てでもですね、損なう、損なうちゅうか目当てになりませんので、これも一つの案ですが、何らかの形で、例えば体育主任とか、そういう方々がその管理運営団体に入ってですね、参画して、学校の考えなんかをまとめてそこで表明するとかですね、そういうことすれば何とか学校の考えが反映されはせんかなとは思ってます。

ただそのことを何回も言いますが、やっぱ検討委員会でも検討すべきでしょうね。そういう事態が起こった場合どうするか。

皆さんどう思われますか。そこで意見を集約した形、集約した上で決定、結論を出すというのがいいんじゃないでしょうか。

ただ少なくなったからやめるっていうのは、これはもう今後どうなっていくだろう、少子化は止まりませんもんね。人口もとまりません。先日、住民課の方に多良木町の人口は今いくらかですかって聞いたら 8,710 何名とかおっしゃいました。もうどんどん減ってきますよ。

そしたら、もうこら社会、多良木町のあいあいスポーツに移行したけれども、もうどんどん減ってきてこれはもうやれんごとなるばいって。それはもう目に見えてるわけです。水上は水上、湯前は湯前で地域スポーツに移行したとしてもですよ、それやれんごとなっちゃないでしょうか。

ちなみにですね、生徒数を調べたんですよ。そしたら中学生ですよ。水上、湯前、多良木の全中学生合わせて 408 名です。408 名っちゅうことは、あさぎりが統合した時に、合併した時にあさぎり中ができましたけど、あん時は 500 を超えてたんですよ。

ですから、もう将来ゆくゆくは長期的な展望に立てば、水上、多良木、湯前ですね、もう一緒になって、サッカーは、サッカーとバレーは多良木の地域で多良木の人が面倒見るとか、湯前は湯前で、やっぱこう卓球とか面倒見れますよとか、そういうところに行って子どもは運動するというのも一つの考えかな。広域ですよ。

だから教育長、定例教育長会でもそういう話が出てきておりました。こらこまんか町村でやっていけんばいと。地域に移行できない。だから町村の垣根を越えて取り組まざるを得ないんじゃないでしょうかという意見も出ておりました。はい。

しかし多分、意見が出ておる中で、実際じゃあ地域で上球磨は上球磨でやりましょうということはまだ決まっておられません。ですから将来を見越すならば大きな観点で考えて、水上、湯前、多良木、上球磨の子どもは今申し上げましたような形ででけんもんかなとは考えております。これは個人的な見解であります。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） はい、教育長の方からですね、広域的な観点から判断していただいて、ということはノータッチではなくちゃんと関わっていただけたという答えをいただきました。

町長の方にもう一つお聞きします。あいあいスポーツクラブたらぎの方にですね、大体が部活動、文化部の方はまだ今さっきの答弁のとおり、まだ計画段階で分からないとは思いますが、認識として、あいあいスポーツたらぎの方は施設管理のまず点と、それとクラブが

設立した場合の管理団体であって、その廃部とかなんとかっていうのは、なかなか判断というのは難しいと思うんですね。

社会体育に関して、今自分の資料の方でも、出してもらった資料の方でもできてるんですが、児童生徒対象って書いてある以外は年齢もバラバラで、色んな先ほど言ったように町外の方もたくさん入っておられます。

その点についてですね、今から今後問題が入った時、町外だったりとか、大人、子ども合わせての問題であったりとかあると思うんですが、その指定管理のことについて団体としてですね、どの辺まで関わっていただきたいと思っておられるのか、町長の方にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、先日ちょっと色々と調整があった体操の方もですね、他の町村から見えてますよね。ですから、それをやりたいという子どもさんがいる時には、それに応えるような形で何らかの手段をとっていききたいというふうに思っています。

ただ学校にある場合にはやはり最終的には中学校長、中学校の場合はですね、中学校長が決定されるというふうに思いますけれども、先ほど今、教育長言われたように、これからは広域化で教育長、教育委員会部局でそれぞれですね、考えていかななくてはいけないかなというふうに思います。

人口が今、あさぎりから水上までで大体3万人くらいですので、なかなかそこ話がですね、まとめ方ちょっと難しいかもしれませんが、今度、水上が義務教育学校を作られました。小中を全部こう統一、一緒の学校にされまして、ああいう形で少しずつまとまっていくかなと思います。町村、例えばこう全く違う話が違いますが、町村合併とかそういうふうになった場合は、全くそういう気配が今ないんですね。ですから学校の子どものためっていうことを考えれば、やっぱり教育委員会部局でそれぞれ4町村かまたは3町村で話し合っていて、一番いい方法をとっていただければなというふうに思います。

あいあいスポーツクラブに関しましては、やはり何ていうかこう限界があると思います。なかなかその先ほどプラスバンドとかですね、文化部関係はもうなかなか難しいと思いますし、いろんな部分で限界もあると思いますので、そこは教育委員会部局の担当者の方と、それから学校の方ともですね、綿密に連絡を取り合って、一番いい方法で推移するようにですね、そういう努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、私が一番危惧していたのはですね、社会体育に移行することで、もうクラブの方に全てを任せてですね、教育委員会も町長部局の方、執行部の方ですね、全く関係ない態度をとられた、もしくはその何か問題が起きた時に、もうあいあいの方に全て任せっきりで、自分たちは関係ないんだよという態度をとられるかどうか、それを聞きたくて今回、質問したんです。

そのことについてはですね、町長、教育長ともにですね、ちゃんと関係を持って問題解決もしくは予算配慮をしていただけたということなので、ちょっと安心いたしました。

それでは5番の方に移っていききたいと思います。体育館等を借りる際に、役場管理だったり、あいあいスポーツクラブたらぎ管理だったり、非常に使いにくいと聞きます。窓口の一本化など改善策は考えていないのかですが、これは前々からもう数年前からですね、よく聞く苦情です。他の議員さんたちも多分この苦情は聞かれていると思います。

これは一見ですね、社会体育移行とは関係ないように思いますが、中学校生徒がですね、自分たちが生徒だったときみたいに100%部活動もしくは文化部に入れという時代と違い、部活に入っていない子どもたちも30%、下手すると40%近くいることをこの前、委員会の方で中学校訪問した時に聞きました。これは非常に大きな問題だと思います。

一番は両方の窓口で双方確認ができて双方で予約できるが一番なんです、せめてですね、あいあいスポーツクラブの方で使用状況もしくは予約等ができるように改善する計画があるのかなのか、もしくはする気があるのかどうか、その辺を答弁していただきたいと思ます。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一郎君） お答えいたします。

現在は野球場、陸上競技場、武道館などの体育施設は、指定管理者である、あいあいスポーツクラブが行っていただいております。

また小中学校の体育館につきましては、総務課管財係が借用の受付を行っているところがあります。この小中学校体育館につきましては、学校体育施設でありますので、教育活動等の利用に支障がないようにですね、町が管理する必要があるものと考えております。

ただ利用者の利便性というのを考えますと、施設の空き状況等がですね、事前に確認できればスムーズな申請につながると思ますので、インターネット等で確認できるというようですね、方法などを今後、検討していきたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、今課長の方で答弁があったようにですね、管財課の方とあいあいスポーツの方と二分して、利便性を考えると両方でインターネット等を通じて見れるのが好ましいという話がありましたが、これもやはり予算措置が必要です。

利便性のことを考えるとここは町長に答えていただかないといけないところですので、町長はどうお考えかお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、黒木課長申しましたように、多分、予算が上がってくる、協議の上での予算が上がってくると思ますので、その時には予算はしっかりと精査をさせていただいて、付けるべきところには付けていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、部活動の移行についてはですね、さっきの窓口の話もそうなんです、いろんな問題が今から発生して来ると思ますし、小学校と中学校では、この移行の考え方は保護者から見てもですね、全く違うものだと思います。

前回、答弁のあったようにですね、大体計6回の協議で小学校がうまく移行できましたということだったんですが、いろいろな想定をしながらですね、慎重に行って、どっちかという問題発生時の対応の方に力を注いでいただいて、大人の都合ですね、大人の都合によってこれは先生、保護者、各組織クラブの代表、コーチの都合で子どもたちが、今度は子どもたちはですね、送迎とかも入ってきますので、大人たちの都合で子どもが不利益を得ないようにですね、できるだけしていただきたいと思ます。

また新しい問題が発生すればまた協議を開いていただいて、6回で全て終了するんだではなくてですね、問題を聞きながら、またそういう窓口を開きながら進めていただきたいと思ます。

それでは次の質問に移りたいと思ます。次の2番ですね、本町の奨学金について。

本町に限らず、多くの町の奨学金は併給不可となっている。人口減を阻む起爆剤として何らかの条件を付けたりすることで町への定住につなげる事もできるのではないかと考える。見直すことはできないのか伺いたたいと思ます、もう本町ですね、出生率も50人を切り、人口減も計画ではできるだけ水平を保つような計画を立てておられると思うんですが、感覚的に、肌感覚的に急激に下降している気がします。

本町ですね、奨学金も貸与ですが、資料を見ていただくと分かるんですが、一番最初の目的ですね、第1条、この条例は向学心に富み、経済的理由により就学困難な者に対して学

資を貸与し、将来有能な人材を育成することを目的とする。

この目的はもっともなんですが、これの後ろにですね、皆さんの本音としてはぜひ本町に戻ってきてほしいと続くんだと思います。

そこでですね、私は例えばお金を貸している条件としてですね、帰ってきて3年間勤めたら半額にするとか、全額無料にするとか、全額が無料となったら今度はあげる奨学金、あげる、給付っていう形になるんですが、その辺のことの改革、もしくは見直しが必要になってきていると思うんですが、その辺のことについて、町長はどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、先ほど教育長も言われましたけれども、人口がやはり減っております。今、だいたい8,700人台ということですので、これはかなり私たち執行部としては危機的な状況というふうに受け取っているんですが、人口減の背景ですね、このあたりちょっとお時間いただいて話をさせていただきたいと思うんですが、若い方々が都市部に出ていくということもさることながらですね、人口減のもう一つの大きな要因は、高齢化率が43.1%で高くなっておりまして、3月1日現在で43.1%です。ご高齢の方が亡くなるケースが今非常に増えております。

直近の3年間を見ました時に、令和2年度で亡くなられた方が166名、令和2年中ですね。それから令和3年中が165名、4年中に亡くなられた方が175名ということですので、3年平均すると169人ということになるんですね。議員もお気づきのことと思いますが、ここ数年私たちの周りの、本当によく存じ上げている方がどんどん亡くなっていったという非常に残念な状況が見られてきてます。令和5年度はまた高齢化率が上がりますので、さらにこれは増えるのかなと、あんまり考えたくないんですが増えるかもしれないと。

仮に毎年170人が亡くなりますと、10年で1,700人の人口が減ってしまうということになります。これに転入された方、あ、転出された方ですね、それを入れると、転出すると転入もありますので、転入転出の差引きが、差引と、それから亡くなった方、この合計が人口減になりますので、その辺が非常にこう心配しております。

心配してるだけではしょうがないんですが、何らかの対策をとっていかなくてはいけないというふうに思いながら、やはり人口はどんどん減っていくということで、これは多良木に限らず各町村もですね、そういう危機感を持っておられます。

議員おっしゃるようになりますね、若者の流出に関しても、スポーツの分野で推薦がありますので、それを頑張りたいということで外部に出て行かれる方がいらっしゃいます。市内の高校に行かれる。それから子どもさんがいろんな理由で人吉球磨管内の高校ではなくてですね、熊本市内とか県外の高校を希望される場合もありますし、そういう場合は保護者の皆さんはやっぱり何とか子どもの希望を聞いてあげたいというふうに思われると思いますしですね、そういう部分で頑張る努力されると思います。私が知ってる方は、ご親戚が居られるからそっちの方に行くっていう人もおられたんですけど。

奨学金についてはですね、人吉球磨管内では今おっしゃった給付型、もうやり切りですね、の場合はこれは人吉市だけになってます。人吉市がですね、この給付型は一時金というか、一時金という形になってまして、高校生が5万円、大学生が20万円、これはこれで大変ありがたい給付だと思うんですが、奨学金は生活費や部屋代それから学費ですよ、学費とかが大変なので、もともと家計が厳しいから、またアルバイトだけではですね、なかなかやっついていけないということもありまして、いろんな事情があつて奨学金を借りておられる。ただ併給をしていないということですよ。

こちらは町の考え方では、別のものを借りるとそれだけまた卒業した時点で負担が増えるので、そこらあたりを心配して今、併給は駄目ですよっていう形にしてるんですけど、今で

すね、県内で 45 市町村の中で、これ給付型やってるのは市だけです。人吉、荒尾、水俣、玉名、菊池、宇土、上天草の 7 市になってます。

先ほど言われた返さなくてもいいような条件の奨学金というのは、自治医科大学がありますよね。あそこは卒業して、熊本県がお金を出しますので、卒業されて 9 年間は熊本県が例えば、槻木診療所に行ってください、古屋敷診療所に行ってくださいというのを 9 年間こなせば 10 年目からもうフリーなるということで、返さなくていいというそういう制度もあるんですけど、日本育英会っていうのが前ありましたよね、こちらがあった時代は教職とか研究職についていた場合にはもう返さなくていいということ、そういう制度がありましたけども、今 2004 年だったですかね、日本学生支援機構というのが新たに設立されてからこの制度はもうなくなっているようですね。

ですから現在は、特にすぐれた業績による返済免除というのがあって、大学院までの第 1 種奨学金を選択した場合だけということで、これが全額または一部の返還が免除される仕組みということのようです。

奨学金を給付型にすれば若い人は本当に助かると思うんですよね。今こちらも貸与型になってますので、それが人口流出が止まるかといった時にちょっと不安な面も気持ち的には持ってます。町内に住所を置いて、町内で仕事をしていただければ高校・大学と奨学金を出しますとかですね。

それから今のところ県内にはそういう方法というのはないんですけれども、大学を出て町の職員になる場合とか、町の企業にずっと勤めていただく場合はとろんな提案とかケースはあると思うんですが、これまでそれをやってないんですね。全部返してもらって前提で奨学金出してありますので、これまでと同じようなケースで、町に残った方とのバランスとかですね、そこらあたりを考えた時に、その制度に踏み切るのもうちょっと時間が必要かなというふうに思います。

ただですね、やるやらないは別として、このことは考えてはいかななくてはいけないなというふうに思ってます。

今、異次元の子育て対策をとるといふふうに国の方が言ってますので、それがどの程度のもなのかをちょっと見極めさせていただいてですね、それが奨学金まで及んできて、ヨーロッパみたいに大学までは全部免除とかですね、そういう形の福祉とそれから少子化合わせたような子育ての異次元の子育てというのが本当にできるのかなという、ちょっとどんな形でされるのかまだ今のところ分かりませんが、そこらあたりを見極めたところでですね、今すぐというのはなかなか難しいと思いますけれども、そのことは教育委員会の方でしっかり、町長部局と話し合いはしていかなければならないというふうに思ってます。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） ここで一旦休憩をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前 10 時 56 分休憩）

（午前 11 時 04 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。12 番。

○12 番（落合健治君） 先ほど町長の答弁によりですね、急々には無理かもしれませんが、国県等々の様子を見ながら協議する、もしくは研究するテーブルには乗せていただけるものだと思います。

そこで 2 番なんですけど、若干先ほども答えていただきましたが、若者の流出がとまらないのが人口減の大きな要因であると思っております。何らかの施策が必要だと思うが、何か考えがあるのか伺いたいんですが、先ほども言われたように他の市町村がですね、併給不可能であるならば、私はチャンスだと思っております。

多良木町が発展するための投資と、子どもたちに対する投資と考えることができればですね、その計画の方も熱が入るのではないかと思います。計画が総合計画等にも書いてありますが、移住定住とか関係人口とか網羅している良い計画だとは思いますが、ここに首長の目玉政策を載せない限り人口減少の水平維持ですね、なかなか難しいと思います。

ぜひ何かしら施策を打っていただきたいと思うんですが、今現在ですね、構想で構いませんので、町長の方に何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、人口の減少をなるべく緩やかにするためにっていうのが今、大体地方の町村が考えておられることなんですけれども、子育て対策に関してはですね、企画課の方とたらぎ財団の方で今、子育てじゃないすいません人口減少ですね、については企画課とたらぎ財団の方でいろいろと考えてもらっておりまして、計画の中にも企画課の方であげていることはあります。

移住定住っていうことに関してですね、なかなかこれが上手くいかないというか、ある町ではかなりの人数の地域おこし協力隊を雇用して、町の活性化につなげようということで今やっておられるみたいですが、なかなか上手くいかない部分があるという、やっぱり都会から田舎に来て合う人と合わない人ってあるようなことを随分、その町村長言っておられましたけど、受入れて、初めはなかなか良いんだけど、なかなかお隣とかご近所とか上手くいかないとかですね、そういう共同体の中に入ったときに自分の自由がきかないとか、そういういろんなケースがあるみたいで、やっぱりすごく上手くいってるっていうのはNHKの移住というお昼の番組ありますけど、ああいうふうに上手くいくというのはなかなか稀なケースなようです。

多良木町もですね、地域おこし協力隊ということで二人、今、一人は竹関係の仕事をしてる人とですね、もう一人は役場に入ってくれた人と、二人はちゃんと定着してくれたんですけど、なかなかその他の方々が今、上手く行ってません。

そういうところを考えるとなかなかこれからどうなのかなって考えた時に、今後の住環境の整備ですよ。

議員の皆さんからもよく言われますが、多良木に住むとこがないので他の町村に行ったりかということもあるようですので、ここらあたり、新年度から動き出します町の中心部の場所にですね、新しい住宅を何戸か建てて、そこに前からお話してますように、今の若い方々は町の中心だったら入られるという、あそこの太田歯科のところ、すぐ近くの町営住宅ですね、それと前の井口医院の斜め向かいにある町営住宅、あそこあたりはほとんど入っておられますので、やっぱり町の中心に住宅作らないとなかなか若い方々入ってくれないのかなというのが一つありますので、その計画を今進めていきたいと思います。場所としましては公民館と昔の幼稚園の跡ですね。あそこ辺りを頭に入れております。その計画を今年から少しずつ進めていきたいというふうに思ってます。

それから子育てがしやすい町ということもアピールしていかなければなりませんので、やっぱり前から議員の方々も言っておられますようにですね、前はトップランナーだったんですけど、今はちょっと遅れてるよねということを言われます。多良木町が勝ってる子育ての政策はあることはあるんですが、しかし他のいろんな町村で、もう多良木に追いついてきましたので、そこらあたりもう一回再考して子育て対策の方にですね、子育てしやすい町ということをアピールしていければなというふうに思ってます。

それから熊本地震の時もそうでしたし7月豪雨の時もそうだったんですが、被害はあったんですけども、人が亡くなることはなかったということで、多良木町は安全な町ということでアピールをしていければなというふうに思ってます。

なかなか移住定住が上手くいかないということ、それから空き家が随分増えてるけどそれ

を活用して、何らかの形で人を呼び込めないかっていう施策も財団の方で随分考えていただいているんですが、見ていただいた時に、なかなかその手を加えないと、お金を入れないとそこに住めない状態の家が非常に多いということですね。だからその辺どういうふうにしていったら、権利関係も何ていうか、相続をしてなかったりというのがありますので、そこらあたりも難しいところがあります。しかしそれは何とか一つずつクリアをしていかなければならないと思って今やっているところです。

決定的なこれっていうですね、なかなか案が出てこないの、議員の方々にもいい案があったらご教示いただければというふうに思います。

とにかく人口減については非常に深刻に考えておりますので、若い方々特にですね、今こういう職が空いたからいけませんかって言ってもなかなかいच्छゃらないっていうところがありましてですね、職安の方に病院の方なんですけど、出してもいच्छゃらない。資格を持った人だったら尚更いच्छゃらないという、なかなかこの辺も苦戦をしておりますので、若い方に残っていただくような魅力ある町をつくるにはどうしたらいいのかというのは、もうずっと継続的に考えていかなければならないかなというふうに思ってます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 町長に答えていただいたとおり、ものすごく難しい問題だと思います。

しかしこの総合計画の方ですね、一番最後の資料にですね、アンケートをいろいろとってあるんですが、子どもまたは子どもがいच्छゃらない方もですね、仮定として回答したときに、多良木町に住んでいない多良木町に住んでほしくないと答えてる方9%。だから9割の方は元々ここに住みたいもしくは住んでいただきたいと思ってるわけですね。

だから本町の住民の方の意見を十分に聞きながらですね、していただきたいと思うんですが、今の町長の答弁だと、周りの様子を見ながら、皆さんの意見を聞きながらだと思うんですが、私の意見としては、今から2年の町長の任期の間ですね、一つぐらひは何か布石を打ってもいいんじゃないかと思います。

そこをできるかできないかは別にしてですね、やっば新しい計画というのは、他の人に反対もあつたうえで、だから目を引くんであつて、他の町村がしているような計画では、そもそも目玉にはならないということだと思います。

ただそこに対しては、町長が力を持って力強く宣言していただきたいと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、実は、シビレさんにしても、財団にしても、人を雇用はしてるんですけど、いわゆる企業誘致ができてないんですね。事業誘致はできましたけど、厚かましく言えば企業誘致ができたとかはいうことは言えるんですが、しかしそれはやはり人員から言えばですね、非常に少ない人数です。

そこらあたりも今、他の町村を見ても IT 関係の企業誘致、事業誘致はできてるんですが、働く場所を何とかしようというところではまだまだ。

人吉の場合はですね、災害、水害があつて少しいろんな方々が関心示してくれて、企業誘致も小さいながらもできたと思うんですが、しかし他の町村においてはなかなかそれができないということで、TSMC の効果にしてもですね、先日、ある方の会合に行ってきたんですが、直接的な恩恵というのは人吉球磨ないかもしれないけれども、TSMC で入ってこられた社員の方が憩いを求めてこられる観光というふうな形しか提案が今のところないということですので、できれば企業誘致をですね、したいというふうに思ってるもんですから、できれば今度はそういう。

実はこの間も副町長と産業振興課のお二人、県の方に行ってもらつてですね、企業立地課

の方に。もうコロナもあけましたので、前はなかなかそういうのができなかったんですけども、これからそういう活動をしていきたいというふうに思っています。

最終的にやっぱり顔の見えるところでいろんなことを話さないと、なかなか上手くいかないと思いますので、これからも産業振興課にはですね、頻繁に企業立地課あたりにはもう顔を出していただいて、情報を集めていただきたいと。もちろん私も伺うわけですけども。

そういう意味では、半分ぐらいは今踏み出せてるのかなと思いますので、これが成就するようにしっかり頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、何かしら町長の方には思惑があるように身請けられました。企業誘致の方にですね、物すごく力を入れていただきたいと思います。

先ほどアンケートとのことも言いましたが、本町の方は子どもたちにも実際には戻ってきてほしいと思っている方が多いと思いますので、町長の方に期待してですね、次の質問に移りたいと思います。

3番目の災害後の取り組みについて（槻木地区）と書いてあります。1番の令和2年7月の災害から何度か、孤立集落を生まないために迂回路の整備等の質問をしてきました。何か働きかけはしたのか、または進展はあったのか伺いたいんですが、このことについてはですね、7月の災害だけではなく、台風14号もありましてですね、私は災害に強い町は地震も含めると水害だけではなくてですね、一つの場所からいろんな場所へ移動するために、迂回路があるところがやっぱ災害に強い町につながるんだと私は思っております。

そのことについて、現状を伝えていただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、お答えいたします。

ご質問の内容が、あさぎり町の皆越地区を通り抜ける山林作業道についてだと思しますので、これについて現状の働きかけと、今の現状の道路について、お答えいたします。

あさぎり町内の皆越地区にあります山林作業道におきましては、令和2年7月豪雨の際、槻木地区がどの道路も通行できないということで、応急的に通らせていただいた経緯がございます。こちらにつきましては、山林作業道につきましては勾配がかなり急な箇所や狭小な箇所が多数ありまして、また崩土等が懸念される箇所もあることから、車両通行の安全面に問題が多数あり、迂回路としての利用は大変危険であると判断しておるところでございます。よってあさぎり町及び山林所有者等への働きかけなどは現在のところ行っておりません。

また現在の山林作業道の現状を申しますと、先日確認してまいりましたが、令和4年台風14号により、大規模な地滑りが発生しておりまして、現在は通行できない状況となっております。あさぎり町にお伺いしましたところ、町道、皆越地区の町道及びその山林作業道につきましては、復旧の目途が立っていないという回答を得ております。

地滑り地区、地滑りの箇所につきましては、今後、地質調査、経過観察などを行うことから、今後数年は恐らく通行ができないものという回答を得ているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

議員の質問の孤立集落を生まないために迂回路の整備等ということで、私の答弁が若干ずれるかもしれませんが、お答えをさせていただきます。

私の方からは、ソフト面の対応ということで、孤立した際の対応について答弁をさせていただきます。

孤立した際の通信手段としまして、令和元年度から令和2年度の2ヶ年にかけて整備を行いました防災行政無線のデジタル化により、槻木小学校と元下槻木小学校に無線電話を整備したところでございます。

それに加えて今年度は、携帯電話にかわる非常時の連絡手段となるジオチャットと呼ばれる携帯電話圏外エリアでもチャットによる送受信が可能な設備を導入したところでございます。

また食料等の物資につきましても、槻木地区の自主避難所であります槻木小学校、元下槻木小学校の2か所に備蓄をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、現状は伝えていただきました。

現在ですね、私も林道の方も、もちろんその現在槻木の置かれてる状況ですね、ジオチャットの方のアンテナを山の方に立てに行く職員の方も見受けましたし、様々な活動はされていらっしゃると思います。

これを踏まえてですね、町長の方が今後、迂回路もしくはそれに対してですね、どういうふうな措置をされていかれるのか、声かけをされていかれるのか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、槻木に関してはですね、槻木地区に関しては今、中村支援員が非常に頑張っていて、もうずっと情報を寄せていただいておりますので、特に台風14号、すいません台風の時、それから災害の時もですね、ずっと連絡を取り合いながら、町とその都度、対策を協議してもらってます。非常に今良い状況が槻木地区内ではですね、保たれていると思います。

今あの課長が言いましたように備蓄関係もきちっと揃えましたので、あとはですね、もし仮に中河間線がですね、途切れた場合、どっかが落ちたとかですね、いう場合が非常に困るものですから、県の方にはそれは先日、建設課とそれから小林市の市長も来ていただいて中河間線の要望活動を行いました。

その時の要望の主な内容は、きちんとその道路を強くしてほしいと。それと1.5車線をしっかり実現してほしいというふうな話をしましたところ、振興局の局長と土木部長においてはですね、今度は交付金で何とかやっていきたいというふうに今思っていると。それは確約はできないけれども、なるべくその強い中河間線を作っていきたいと。台風とかそれから水害で被害を受けても何とか通れるような状態で、恒常的にあそこの道が途絶えないようにしていきたいというふうにおっしゃいました。

もしあそこがどうしても通れなくなった場合には、小林の方もそういう災害が起きたときはですね、小林の方にも行けなくなる可能性もありますので、あとは米良の方に来る国道ですよね。こちらの道はもう本当に狭くて危ない道だと思いますけれども、何らかの形で、あそこを槻木地区が孤立しないようにということで、国会議員にも随分頑張っていて。

今回あのジオチャットとかですね、そういうのも付けるような形になって、NTTの方もですね、何回も副町長の方で協議をしてもらいまして、一番いい方法ということで今の形になったわけですが、これから県の方にですね、重ねて、災害があった時にあそこが通れなくなるようなことがないように、前回の鉄板でしたとこをきちっと今してもらいましたので、そこあたりを重ねて要望していきたいというふうに思ってます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） すみません、今のはもう2番目の最後の質問でした。すいません。

今、町長の方からですね、答弁があったようにですね、ずっと要望させていただいて、最近、地震のニュースものすごく携帯の方に全国津々浦々、毎日のように地震のニュースが皆さんの携帯にも入ってきていると思います。私はものすごく今、そのことについてですね、心配しているところです。

槻木に限らずですね、迂回路の整備はものすごく大事なものでですね、災害に強い町には

やはり迂回路が一番、もしくは道路網ですね、先ほど言われた強靱な道路もそうなのですが、それが一番大事だと思います。

この質問はですね、もし私がまた次回この席につけるのであれば、またこの同じ質問はずっとしていきたいと思しますので、地震、もしくは台風等々に強いようにですね、なお一層強い要望をしていただいて、国県もしくはお金をたくさん多良木町、私は多良木町の町議です、多良木町の方にたくさん持ってきていただいて、多良木町の町民の方の安全を願って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これで、12番落合健治さんの一般質問を終わります。

次に、7番源嶋たまみさんの一般質問を許可します。

7番源嶋たまみさん。

源嶋 たまみさんの一般質問

○7番（源嶋たまみさん） 通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

1番のこども家庭センターについての質問です。こども家庭庁設置により各市町村においても「こども家庭センター」の設置が明文で求められたが本町での体制はどのようになるのかという質問です。

いろんな言葉を探したのですが、子ども政策担当大臣の野田聖子氏の各全国の地方自治体首長の皆様へ宛てられた文が一番分かりやすかったので、これをちょっと拝読させていただきます。

こどもまんなか社会の実現に向けて、全国の地方自治体首長の皆様へ。

平素よりこども政策の推進に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。こどもや若者に関する施策については、これまで様々に取り組んできましたが、一定の成果はありつつも、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況です。

また、児童虐待や不登校、こどもの自殺等、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらにコロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えていると考えられます。私はこども政策担当大臣として、こどもをめぐる様々な課題に適切に対応するために、常にこどもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現することが必要であると考え、日々取り組んでおります。

6月15日に「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「こども基本法」が成立し、本日公布されました。こども基本法で示されたこども政策の基本理念等に基づき、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として、令和5年4月1日にこども家庭庁を創設し、こどもを誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支援していきます。

改めて申し上げるまでもなく、こども政策の推進は国だけでできるものではありません。こども政策の具体的実施を担っていただいているのは地方自治体であり、国と地方自治体の連携が必要不可欠です。地方自治体では、日々こども、若者、子育ての当事者や支援者の声を聴き、支援の重要な担い手であるNPO等をはじめとする様々な民間団体等と連携・協働する中で、現場のニーズを踏まえた新たな取組が生まれており、それらは地方創生にも資する取組です。

国は、基本となるこども政策の理念、方向性を明確に打ち出すとともに、こうした地方自治体の先進的な取組の共有を図り、横展開を進め、必要に応じて制度化していくことが求められていると考えます。私は、こども政策の推進については、国と地方自治体が車の両輪となり、現状と課題を共有し、それぞれの役割を十全に果たしていく必要があると思います。

こうした連携・協働の基盤を構築するために、今後、今まで以上に地方自治体の皆様の御意見を伺い、対話を重ねながら、国、地方自治体の双方向の情報発信と共有、人事の交流、定期的な協議の場等の実現について具体的に検討してまいります。

また、各自治体におけるこども政策担当部局の組織・体制については、それぞれの地域の実情等に応じて各自治体で検討・整備していただくものですが、こども政策に関わる部局間の連携、とりわけ首長部局と教育委員会の連携は今後ますます重要になってくると考えています。今後、こども家庭庁においては、こうした連携の先進事例等も発信・共有してまいりますので、是非御活用ください。

今後とも検討の進捗等に応じて、随時、こども家庭庁やこども政策に関して地方自治体の皆様との情報共有に努め、国民の皆様には適時適切な情報の発信に努めてまいります。地方自治体の首長の皆様におかれましては、「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」及び「こども基本法」の公布を一つの重要な契機として、引き続きこども政策の推進に格段の御高配をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

こども政策担当大臣野田聖子氏の言葉です。

いよいよこども家庭庁設置法案が今年の4月1日より施行されます。こどもまんなか社会の実現に向けて、地方自治体と一緒にやっていくという大臣のお言葉です。

今までやってこられた妊娠届から、その他子どものいる家庭等の福祉、18歳までの子育て支援をこども家庭センターを中心に、地域の支援メニューをつないで支援しなさいということだと思います。今までやっていたこととはいえ、これまで以上に地域との関わりも重視され、この幅広いメニューを一括してやっていくことは大変なことだと思います。

しかし令和6年4月以降、全市町村において設置することの努力義務が課せられましたので、これに向けてこの1年間取り組まなければなりません、どのようにされるのか、どのような体制になるのかを伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

こども家庭センターは、近年、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯等を包括的に支援することを目的に設置するものでございます。

これまで国が各市町村に設置を求めてきた、児童福祉法に基づき虐待や貧困を抱えた家庭に対応するこども家庭総合支援拠点や、母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける子育て世代包括支援センターを一本化し、その役割をこども家庭センターが担うものでございます。

また、これまでこども家庭総合拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取り組みのほかに、新たに支援をつなぐためのマネジメント機能、サポートプランの作成等を加えることで支援の充実と強化を図るものでございます。

本町では、平成30年4月に当時の子ども対策課にこども家庭総合支援拠点を設置し、現在は福祉課子育て支援係でその業務に当たっております。また子育て世代包括支援センターにつきましては、令和5年1月に保健センター内に設置されまして、業務に当たっては、住民ほけん課保健衛生係が担当となります。

こども家庭センターの設置は、児童福祉法が改正され、令和6年4月以降、全市町村に設置することの努力義務が課せられましたので、今後、令和6年度の設置に向けて関係課と協議を行う予定としております。

またこども家庭センターの組織体制につきましては、共通の管理職、こちらはセンター長

になります。や統括支援員のもと、保健師や虐待対応専門員、社会福祉士などでございます。や利用者専門員等が共同して業務の遂行に当たることになるため、同一の場所で実施することが望ましいとされておりますが、児童福祉と母子保健の一体的な提供体制が整っている場合には、場所を分離している場合であってもセンターを設置したものとされております。

本町では、現在もそれぞれの別の場所で業務に当たっておりますが、現在のところ問題なく連携がとれておりますことから、まずは分離した形で設置し、将来的には同一の場所での設置も考えていければと思っております。

なお、こども家庭センターに関しましては、令和4年度中に調査研修が実施され、設置運営に係るガイドラインが作成されることになっておりますので、ガイドラインが示され次第、設置に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 児童福祉と母子保健の一体的な提供体制が整っている場合は、場所が分離してもいいという答弁でしたので、本町におきましては保健センターと子ども対策課と分かれた場所に点在しておりますので、分離していてもいいという答弁で安心しました。

妊産婦、子育て世代、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関としてでなく、いろいろな民間地域と連携しながら支援体制を構築しなければなりませんので、今まで以上に連携が必要となると思いますが、形だけでなく、手厚い支援体制ができることを願ひまして、1番の質問は終わりたいと思います。

2の町政についての質問に移ります。1番、議員の質問に対し検討する・協議する等の答弁をされるが、どのように協議されているのかという質問です。

私は広報委員なので、議会だよりを作っているときに、クエスチョンに議員の質問、アンサーに答弁を書きますが、アンサーにこれから協議していくとか、検討したいとか書くことが非常に多いです。次の予算に反映している時は結果が見えて安心するのですが、それ以外の時はどうなったのだろうか、協議されたのかと思う時があります。

質問を受けて、町長はまずどのような対処をされ協議されているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、このご質問いただきましたので、9月議会と12月議会において一般質問の中でですね、検討しますとか、協議しますとかやっぱり言ってる部分があるんですね。これを抜粋してちょっと読んでみましたら幾つかありました。

各課長にですね、その部分を抜き出して、これちょっとどういうふうに検討したのかについてちょっと今日答えるようにと申してありますので、4人ほど、課長入れ替わり立ち替わり、すいませんけどちょっと答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、お答えをさせていただきたいと思ひます。

住民ほけん課におきましては昨年の9月議会におきまして、えびすの湯の利用料金、これについて、この改定をする場合はこれから協議をしなければならないというような答弁をさせていただいております。

先般、10月でございますが、議員懇談会の中でお話をさせていただいたとおひ、現在、そのえびすの湯に関しましては、その後プロジェクトチームで会議を開きまして、12月1日のまちづくり推進委員会へ諮問をさせていただいている状況でございます。

ということでございますので、今その中で専門部会を設けていただひ協議をしている最中でございます。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） 福祉課関係でございますが、やはり9月に、こちらは久保田議員

の方からご質問があった件になりますけれども、物価高騰等によりまして保育園の食材費等が上がっておりまして、そこでそれが保護者の負担につながっていないかというご質問でした。

その際には、物価高騰によります保育園の食材等については、今のところは影響はございませんということでお答えしておりまして、もし今後、保育園等からそのような補助等の要望があれば今後、検討していきますということをございましたけれども、特にその後、要望がございませんでしたので、補助等の交付には至ってはおりません。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、危機管理防災課関連の方を答弁させていただきます。

危機管理防災課につきましては、3点ほど一応検討したいということで答弁をしております。まず1点目が、貯水機能付給水タンクの設置ができないかということでの質問に対し検討したいということで答弁しております。こちらにつきましては、令和5年度当初予算の方を可決いただきましたので、現在、建設中でございます多良木中学校の敷地内に整備を進めてまいります。

それから孤立する可能性のある地区への物資の備蓄の検討ということで、こちらにつきましては槻木地区には既に食料等の備蓄をしているところでございますが、町の北部の地区につきましても現在、区長と協議しまして、集落センター等に備蓄が可能という回答を得おりますので、現在、備蓄物資の方を準備しまして、納品次第、搬入をしたいと考えております。

最後に生理用品やミルクの備蓄等の方も一応検討したいということで答弁しております。こちらにつきましては、保健師と協議しながら備蓄をしているところでございます。

また町の備蓄だけでなく、来年度におきましては2歳未満の乳幼児世帯に、防災リュックとあわせてミルクも配布したいと考えております。

いずれの検討事項も町長、副町長、また財政と協議・検討し、事業を進めているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 建設課の方からお答えをいたします。

昨年9月議会におきまして、町営住宅の敷地内の環境悪化につきましてご質問いただきまして、その時に早急に対応していきたいと考えておりますという答弁をいたしました。

その後におきまして、町営住宅の雑木・雑草につきましては現在、シルバー人材センターの方に委託を行っておりますが、シルバー人材センターもやはり人材不足ということで対応できない場合がございます。そのことから本年度予算におきまして、刈り払い機、チェーンソー、こういった操作するための資格を職員が取るために予算を計上させていただきました。

今後におきましては、町営住宅の住環境の整備につきましては、シルバー人材センターができない場合には、職員が行うということで対応することにしております。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） 私の方からは、久保田議員の方から物価高騰について町民・事業者の支援についてということで検討しますという回答でございますが、これにつきましてはもうご承知のとおり、R3年度、R4年度に取り組みを予算化いたしまして、実施しております。

簡単に申し上げますと、一つ目が酪農飼料高騰特別対策事業でございます。交付金額1,614万7,000円を交付しております。

二つ目が家畜飼料高騰特別対策でございます。こちらも1,045万円を交付しております。

三つ目が施設園芸燃油高騰対策でございます。交付総額581万4,000円を交付してまいります。

なお令和3年度には農業用ドローン、スマート田植機の導入支援として、広域農業法人、それからたらぎ大地、多良木のびる、ACS多良木について総額766万2,000円を交付しております。

それともう1件ですが、落合議員の方から、商工業の担い手対策について検討するという回答をしておりますが、こちらにつきましては令和5年度に農林商全ての関係のやつをもう一度見直すというところで、5年度に計画をしております。

以上です。報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 各課においてきちんと検討したり、協議されていることが分かりまして安心しました。

ただ各執行部において検討されているのかなと思って、町長は丸投げされてるんじゃないかなと思ったんですけども、椎葉課長の答弁で町長、副町長共に協議をしていると聞きましたので、そうでもないんだなというふうに思いました。

我々議員は、ほとんどが提案型の質問をします。それはこうなってほしいという町民の意見を聞いていたり、見ていたりするからです。根拠のない質問ではありませんので、しっかり協議され、これからも政策に生かしていただきたいと思います。

2番の質問に移ります。不採算施設についての決断と町民への説明はどのようにされるおつもりかという質問です。

今、不採算施設として検討課題になっている施設は2か所、えびすの湯と堆肥センターです。不採算といってもどちらも必要な施設です。

我が家のような農家では堆肥センターの堆肥をよく使います。金賞をとるだけあって、本当にいい堆肥です。多良木堆肥は積み置きしていても草が生えません。しっかり熱処理されていて安心して使えます。隣の町の堆肥センターを視察に行ったことがありますが、熱処理はされてなく、多良木の一次処理くらいの堆肥が完成品として売られています。

しかし残念ですが不採算施設として検討していかなければなりません。

えびすの湯も同じで、家にお風呂のない人もいらっしゃいますし、ひとり暮らしで皆さんとおしゃべりしたくて来られる方もおられます。

どちらも本当になくってはならない施設です。

えびすの湯は先ほどの答弁にもありましたように、まちづくり検討委員会に審議・答申していただくようお願いされていますので、やがて結論が出るのではないかと思います。えびすの湯に入られている人から、入らん人の意見ばかり聞かれても困ると言われていました。

審議・答申された後の決断は町長がされなければなりません。町民への説明もされなければなりません。どのように説明されるおつもりか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今おっしゃったように、なかなか不採算部門ですね、大変ですけど、しかしなくてはならない施設ということで、特に堆肥センターあたりはですね、これはもう畜産関係の方には特になくってはならない施設ですので、こちらについては産業振興課の方で後でご説明しますが、まずはえびすの湯につきましてはですね、施政方針の中で述べておりますので、同じような答弁になってくるかと思いますが、少し短めにお話をしてみたいと思いますが。

毎年4,000万円を超える赤字を出しながら、かなり苦しい経営を強いられているところで、えびすの湯に関しましてはですね、昨年度の施政方針の中で、これアンケートの結果が出る前ですので、私の方で議会の皆様の感じておられる危機感は、執行部も共有しておりますので、対策を考えてまいりますというふうに言ってるんですけども、現在、諮問機関といたしまして、まちづくり推進委員会の中でえびすの湯専門部会というのをつくっていただ

いて、そちらでアンケートをもとにですね、協議をしていただいています。いろいろアイデアも出ているようです。

何といってもえびすの湯は冷たい水を電気で沸かして、水から電気で沸かして使ってますので、その電気料が物凄くかかるんですね。それでここがなければ、本当温泉が出たらですね、本当に楽だと思えるんですけど、電気代がすごくかかっているということで、これからまた電気代が今あの政府の方で抑えていただけてますけど、今後、今年の9月ぐらいからまた元に戻るといえることですので、高騰した電気代がかかってくると思います。また非常に厳しい状況になってくると思います。

来館者もですね、令和元年と令和3年比較しましたら、やっぱりコロナ禍ということがありましてですね、1日で約100名ぐらいちょっと減少しております。これはあくまでも令和3年ということで、今回また統計をとり直してみればまた増えてるかもしれませんが、今少しずつまた元に戻りつつあります。

収支ではですね、支出の方で人件費と水道光熱費で70%を占めてます。これはかなり大きな金額ですよ。

昨年6月から7月にかけて、住民の皆さんのアンケートをいただきました。アンケートの内容は現状維持、料金改定いいですよ、それから営業時間を変更してほしい、それから他の施設と統合してほしいというご意見が多かったんです。今後どういうふうにしていくのかということについてはですね、スポーツ施設とか福祉施設、あるいは社会教育施設、複合施設、これあの複合施設の中には飲食店とかですね、宿泊とか子どもが遊べる場所、生涯学習センターのようなもの、こういうのが出てましたけど、私はひょっとしたら廃止っていう意見が多いのかなって最初思ってたんですけども、廃止というのは21%でした。そんなに多くなかったですね。

5年間の、これは担当課で出してもらったんですが、5年間の平均の支出を入館者で割りますと、3か月券を考慮に入れずに、単純に1回当たりいくらで元が取れるのかなって計算しましたら、720円でした。しかしこれは電気料が高騰する前の計算ですので、今後、電気料が高騰したところで計算をするとですね、またちょっとこれが上がってくるのかなというふうな気持ちはしてます。

住民の方々のアンケートはですね、町の真ん中にある施設、町の中心にある施設なんで、これを廃止っていうことはなかなか難しいだろうと。だから別の形で存続してほしいというご意見が多かったんで、ですから皆さんがそういうふうにご考えておられるということであれば、民意に沿ったような形で何とか赤字を圧縮しながらですね、やっていかなければならないのかなと。どっか掘ったら温泉が出てきたら一番良いんですけどね、なかなかそうはいかないということ。

値上げの方もちょっと担当課の方でですね、計算をしてみましたら、例えば大人が500円、子どもと60歳以上が250円、3か月券を1万5,000円にしたときに約ですね、1,000万ぐらい赤字が圧縮できます。でもあの今年が何かあの5,700万ぐらいに赤字が出るんですけど、それをちょっとこの間ちょっと課長から聞きましてびっくりしたんですが、赤字額はそれでも残っていくということになります。

今、まちづくり委員会の中で専門部会をつくって検討してもらっておりますので、その結果を尊重しながらですね、それを議会にご報告をして、最終的にはもう私の方で決めていかなければいけないかなと。

前も議員のご質問に、任期中に何とかしたいと思えるというふうにご答えておりますので、でもお叱りを受ける部分も多々あるかと思うんですけど、住民の何ていうかですねこう方もやっぱり赤字に関しては心配しておられますので、ずっと4,000万とか5,000万の赤字を続けていくというわけにはいきませんので、将来的に町の発展につながるような形で、そうい

う可能性を残しつつ、皆さんがこれよかったねと思える、反対もあるかもしれませんがで
すね、そこらあたりを目標に今から手探りで執行部の方で考えていきたいと思っ
てます。

それで、そういう考えがまとまりましたですね、議会の方にこういう形で考えてま
すけどってことでご報告をしたいと思ってるんですが、今のところまだこんな形
っていうのは、形としては見えてきておりません。

今後またそれこそ検討させていただくということですのでよろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） 私の方から、お答えさせていただきます。

以前の議員懇談会及び先日の常任委員会でもお答えしまして、同じ回答になっ
て大変申し訳ございませんが、堆肥センターの今後の在り方につきましては、令
和5年度中にその方向性を定めるように協議を、関係各位と協議を進めてい
く方向で考えております。

なお議員ご質問の決断と町民への説明につきましては、また後ほど町長の方
からあるかと思いますが、ある程度の方向性が見えた段階で議員の皆様方
にもご報告する段階が来たときに報告させていただきまして、それから最
最終的に方針が決断する段階を踏んで町民の皆様方にはお伝えしてい
きたいと。

同じ意見でございまして大変申し訳ございませんが、そのような状況でござ
います。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） どちらの施設にしても規模縮小したり、価格を
上げるなどの工夫をされながら存続できればいいなと思っておりますが、も
し最悪の場合ですね、閉館するとかいうことになったら、町長が自分の言
葉で説明しなければならないと思いますが、もし最悪の場合の結果が出た
とした時に、町長はどういうふうに、どの手段を使って説明されるおつ
もりですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 二者択一を迫られたらなかなか厳しいんです
けど、しかしどっかで決断しなくてはいけないと思えますし、任期中にそれ
をやりたいというふうにお答えをしておりますので、それは守っていか
なくてはならないかなというふうに思います。

ですから先ほど言いましたように、多良木町の将来につながる、多良木
町が発展するに将来的にこの施設はこういうふうにしていったほうが一番
良いんだということを、先ほど手探りと言いましたけれども、そういうのが
おぼろげながら、はっきりしてきたらもうそれはもう私が責任を取ら
んといかんかなというふうに思っています。

つまり今はまだそういう段階でありませぬので、それが来た時にです
ね、皆さん方に表明をしなくちゃいかんかなというふうにも。多分、片
方に良くて片方にとってというのはなかなか難しいと思えますので、ど
ちらか決める時にはですね、決断をしなくてはならないと思うんです
けど、皆さんが納得いただけるような決断になればいいなというふう
に思っています。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） 本当に一番辛い立場におられると思いた
すけども、以前、町長が自ら防災無線を使って放送されたことがあった
と思いたすけども、結構、皆さん、町民の皆さん聞いていらっしや
って、もし本当にそういう決断を下して、皆さんに連絡する、伝える
手段、伝えなければならない時が来たら、やはりそういう防災無線
を使ってでも、自分の声で伝えられることを願っています。

ただできれば両方とも存続がいいんですけども、はい。

○議長（高橋裕子さん） 源嶋議員、そこで3番に入られる前に、
昼食のために休憩入れてよろしいですか。

昼食のため暫時休憩いたします。1時より開会いたします。

（午前11時58分休憩）

(午後 01 時 00 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） 3 番目の質問に移ります。コロナ禍でできなかった町政座談会をされる予定はないのか伺いたいという質問です。

町長になられて 6 年、早いものです。でもその中でコロナ禍で 3 年、総会、何もできませんでした。座談会だけではなくて、総会も書面決議になったり、いろんな活動が休止されて本当に何もできない 3 年間でした。

いまだに町長に会ったことがないっていう人がたくさんいらっしゃいます。来てもらえるかどうか分かりませんが、来年度は町政座談会をされたほうがいいと思うのですが、される予定はあるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、町政座談会についてのご質問なんですけど、実はですね、町政座談会は昨年 12 月の議会が終わりましてから、議会が 6 日から 13 日まででしたので、それが終わって次の週の 19 日月曜日から 4 日連続で行おうということで総務課長、副町長とも話をしておりました。

12 月の初め、回覧と放送をする前だったんですが、感染者の方が 1,200 人を超えてました。その当時はそれでもちょっと多いということで、それで特に高齢の方が亡くなる件数が何件か出ておりました、感染力の強いオミクロン株でしたので、やっぱりこれは中止しなくちゃいけないかなということでもちゅうちょしておりましたら、13 日が 3,921 人になって、14 日が 3,538 人、もちろん決めるのはもうちょっと前に決めておかなければいけないんですが、結果的にですね、1 月 11 日が 5,500 人ということで 8 波のピークだったんですね。

ですから結局、今言われたようにコロナ禍でやむを得ずもうできなかったというのが本当のところですよ。

これから町政座談会はしなくてはいけないと思ってます。いつ頃やるのかっていうことですけれども、4 月に異動がありましてですね、そしてちょっと皆さん落ちついたところで 6 月議会前には町政座談会、巡回してまいりたいというふうに思っておりますので、そういう予定で考えております。

○議長（高橋裕子さん） 7 番。

○7 番（源嶋たまみさん） 4 月に入りましたら、各組織団体の総会とかありますので、積極的に足を運ばれて、自分の意見を述べられてもいいかと思えます。ぜひ座談会は予定どおりされてください。

私から見ても、町長ご自分から皆さんのところに伺うということが少ないように思えます。コロナ禍だったせいもあるのかもしれませんが、それでもコロナ禍で飲食業が大変だった時も、少し歩けば飲食店ありましたし、畜産農家が大変な時も家に帰られる途中にもありますよね、畜産農家。そういうところに寄って話をされると、皆さんの生の声が聞けるはずだと思いますので、来年度はもう少し積極的に座談会をはじめ、町民の皆さんのもとに出向いていただきたいと願ひまして町政の質問は終わりたいと思います。

中学校の制服についての質問に移ります。多良木中の制服は今のデザインになってから約 55 年ぐらい経つのだと聞いています。私たちが子どもの時も、中学になる時も多良木中学校は今の制服だったので、いまだに講評で、そんな長い歴史を持つ制服なんですけども、いまだに講評で嫌だという声は聞いたことはありません。

孫が中学生なので、制服嫌いって言う人おるねと聞くと、みんな制服がいいと言うそうです。私服よりもいいと言うそうです。これだけ愛されてる服も珍しいものです。

しかし人間の姿・価値観・感情などは人によって異なるように、セクシャリティ、性の有り様も多様です。誰もが自分の性の有り様が尊重され、自分らしく生きることのできる社会

が望まれます。

そこで1番のLGBTにより制服への不満等の声はないのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

先ほど議員おっしゃっていただきましたけれども、現時点で、制服への具体的な不満の声は多くあがってはきておりません。

しかし女性の服装、具体的にはスカートを着用したくないという生徒は現実としております。その生徒は、本人の意向によりまして体操服で登校をしております。

人間の性はですね、多様でもっと複雑なものであります。学校生活、社会生活を送る中で、様々な場面での生きづらさを解消するような取り組みが必要だと考えております。

なお、このような現状を踏まえ、学校ではデザインを選べる制服についての検討を行っていると考えておりますので、教育委員会といたしましても、積極的に協力していきたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） デザインを選べる制服について検討されているとの答弁で安心しました。

初めて子どもさんを中学に進学させるにあたり、制服の値段の高さにびっくりされていまして。女子の制服が3万9,800円、男子が3万7,300円、これに夏服、体操服、靴、部活用のリュック諸々でいくらかかるんだろうなど、周りで心配しています。

答弁にもありましたように、スカートを履きたくない生徒もいるだろうなと思っていました。あの上着にはスラックスは似合わないし、だいたい制服自体が高いし、シャツにカーディガンでもいいのではという声もあります。

LGBTの理解者・支援者になるためには、まずできることから始めてみませんかというのがありまして、更衣室にカーテンを取付けて個室と使えるような工夫、デザインを選べる制服、性別によらず使える共同のトイレなどです。

子どもたちが伸び伸びと学校生活を送ってもらうために、いろんな面で考えていかなければなりません。現在、体操服購入くらいの補助事業をやっていますが、もう少し金額を増やしてあげた方がいいと思います。

町長は先ほどの答弁で、子育てしやすい町をアピールしたいと言われているので、ぜひ制服に対しての補助をもう少し考えていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（高橋裕子さん） すいません、質問の相手が教育長だけしかあげてありませんけれども。

○7番（源嶋たまみさん） このLGBTにより制服への不満の声はないかという質問に対して、教育長のお考えをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 失礼します。LGBTに関連したご質問であります。

今あの中学校でこの何て言いますかねLGBTといいますが、性的少数者になりますよね。そういう子どもも今のところ統計学的にもですね、やっぱり存在するということだと思いますけども、例えば自分は生まれつきは男なんだけども、自分自身の性自認としては女性だと思ってる生徒もおるかも分かりません。

だからスカートの方を履きたいのにやっぱりズボンば履かんばんとか、それは一つの例ですけれども、そういうことでやっぱり学校生活を送るうえで生き辛さといいますか、そういうことを感じている子どももおるかも分かりませんね。

ですからこれは子どもにとっては日々、悩ましい問題でありますので、大きな課題であり

ますので、現代社会におきましては、そういうことも配慮しながら、学校でも制服等についてもですね、考えていく必要があるかなとは思っております。

ただ留意すべきは教師の押しつけ、あるいは大人が押しつけにならないようにですね、極力、子どもたちに考えさせたらどうでしょうかと思います。特に生徒会を中心にして、中学生の学校生活に係る問題でありますので、そのことについて意見を交換して、生徒会の顧問の先生方のご指導・ご助言をいただきながら最終的に結論を得ていくというか、そういうふうに取り組んでいけばどうでしょうかね。

ただこの LGBT は協議する場合、やっぱり留意すべきは、非常に神経質な問題ですよ、これは。だからなかなか意見も言いづらいというか、そういうことになりますので、その辺をどうクリアしていくかということもありますけども。

ただ、今さっき議員さんおっしゃいましたように、制服大好きな生徒が多いんですよ。それはお母さん、お父さん、おじいさん、おばあさん方も多良木中学校卒業された方々もいらっしゃいますので、そういう方々も含めて、伝統的な制服に対しては非常に愛着を持っているということでもあります。

じゃあどういう方向にその制服を変えていくかとなりますと、そらまあ子どもが考えればいいんですけど、私としてはいくつかイメージはありますけど、一つは制服やめる。私服。これはありますよね、一つは。しかしそれ言ったらもう制服大好きな方々からはもう批判轟々になりますけれども、ただ選択肢としてはあります。

その私服を選んだ場合どこが良いかということ、子どもの時から自分に合う服装はどういうものなんだろう、色はどうか、デザインはどうか、形はどうか、そういうものを自分で判断できますよね。ですから、そういう服装に対する自己判断能力を育てていく、そういう教育的効果はあります。

私も若い頃そういう提案を中学校でしたことありましたが、完全にシャットアウトされましたけどですね。しかし小学校は私服でいいのに、どうして中学・高校は制服なのかという考えもあります。それをきちんとした答えを出していただく先生方はあんまりおられませんでした。それから靴下とかの非常にこう厳しい規制もありましたね。1本線の、靴下1本線は良かばってん2本線はだめ。黒と白と青は良かばってん、赤と黄色は駄目。どうしてですかと聞いてもきちっと答えてくれる先生はおられませんでした。どうして赤・黄は駄目ですか。私も分かりません。そう言われたとき。

そういうこともありますけども、ですから私服にして、子どもたちの主体的な判断能力を育成していくということも考えられます。

それからあと今度は、どちらの性にも対応できるような制服を作ると。男性にも向いているし女性にも向いている、そういうものを作って子どもたちに選ばせるっていいですかね。そういうことも考えてもいいんじゃないかと思っておりますけど、基本的には生徒会を中心として、その課題を解決していくということがいいんじゃないかと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 7番。

○7番（源嶋たまみさん） こんな田舎だと、世間の目とか親の意見とかありますので、スカートが履きたくなくても我慢して履いて行ってる子もいるんだろうなというふうに思ってたんですけど、実際はその子がやはり体操服で登校してると聞いて、私なりに、勇気のある子だなというふうに、やはり感心してしまった部分がありました。

私が中学校に入るときは、制服を着れるのが嬉しくて、何か一步大人になったような感覚があって、多分それが制服の良さなんじゃないかなというふうに思っています。

昔みたいに LGBT とかジェンダー平等とか、そういう言葉はありませんでしたので、何も考えなかったんですけども、今こういうふうに情報が多様化している世の中では、やはりその時代に合った柔軟な考え方も必要なんじゃないかなというふうに思います。

入学にあたり、制服関係で大体、男女とも6万くらいかかるそうです。今7,000円ですかね、多良木。中学校7,000円ですよ。7,000円の補助ではやはり保護者としてはきついかなというふうに思います。子育てがしやすい環境、しやすい町をアピールしたいという町長のお考えですので、またこの先、補助について考えていただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで、7番源嶋たまみさんの一般質問を終わります。

次に、9番久保田武治さんの一般質問を許可します。

9番久保田武治さん。

久保田 武治君の一般質問

○9番（久保田 武治君） それでは、今期最後の一般質問になります。通告に従って行きます。

まず1番目の独自の「町政アンケートから」ということであげてるんですが、これ昨年末から1月末にかけて、約3,000戸にアンケート届けて、郵送で現在までに約500通の回答をいただきました。昨日も1通届きました。

このアンケートの目的なんですけど、これは町民の皆さんの意見や要望を町政に届けて、住みよいまちづくり、これを進めるために行っているものです。これが実物になるんですけど、町長にも差し上げましたのでご覧になったと思いますけど。

まず1番目の質問ですけど、このアンケートの1番目の質問がですね、コロナのもとで異常な物価高が続きますが、あなたの暮らしは以前と比べてどうですかってやつなんです。1が良くなった。2、変わらない。3が悪くなった。今までにいただいた中で良くなったっていうのは1件もありませんでした。悪くなったっていう方が75%に上がっています。富裕層の方が私のところにアンケートを回答されなかったのかもしれませんが、要するに、生活がどんどん酷くなってるという実態が明らかになっています。

それから2番目の質問はですね、あなたの日々の生活でご苦労や不安は何でしょうかという質問なんですけど、例えば雇用の不安だとか、収入の減少、増税、国民健康保険税の負担、後期高齢者の保険料、医療費、あるいは物価高、教育費の負担。12項目の設問なんですけど、この中でのですね、物価高が約70%、年金を含め収入の減少という方が49%となっています。増税が42%となっています。要はその若い人も高齢者もですね、生活が苦しい、何とかしてほしいっていうそういう切実な声ですね、たくさん寄せられてるっていうのが現状です。

そこでちょっとアンケートの中からですね、生の声をいくつかご紹介したいと思います。この方は40代の女性です。いまだかつてない物価・ガソリン・電気代全ての値上げにより、家計はとても大変。不安だらけですっていうふうにおっしゃってます。

この方は70歳の女性です。年金額は下がってきました。さらに今、電気料金などの値上げで、銀行に引き出しに行くと自由に使えるお金はごく僅か。この先ひとり暮らしの私には、明るい光など見えるはずがないと思っています。というふうに書かれています。

70歳の女性ですけど、ひとり暮らしで年金が少ないので、やりくりが大変です。3月に入ったら車をやめようと思ってます。ということで車を手放された。

この方は70歳の男ですけど、正月孫に楽しみに渡していたお年玉を今年からやれない状態です。生活が苦しいですというふうにおっしゃってます。

30代の女性です。給料は全く上がらないのに、物価等が高くなり、やりくりするのが大変。子どもたちが大きくなるにつれて食べる量も増えて、食費等も大変ですというふうに書かれています。

そこでですね、電気料やガソリン代、物価の値上げについてはですね、行政としては手が

出せませんが、暮らしを支援する施策をですね、実施することは可能だと思うんですね。

そこで今紹介した皆さんの声をですね、町長は一体どのように受け止められたのか、まずその辺のご理解、あるいは認識について簡潔で結構です。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今お話聞いておりますと、本当に生活が大変だなという。先ほど車を手放すという話はですね、なかなかこれは車がないと移動ができないんで、そこまで考えられるというのは、本当に生活厳しいんだなというふうに思います。

給与が上がらないというのと、物価がそれに対して上がってるということ、これはもう本当に可処分所得がですね、本当に少なくなってきたんだなというふうに思います。

昨年、簡潔にということだったんですが、もうきちんと答えようと思ひまして、大量にちょっと原稿を用意してきましたので、ちょっとそこについて背景あたりをですね、話をさせていただければと思います。

昨年はですね、世界の安全保障の枠組みを大きく変えるロシアのウクライナ侵攻がありました。これが物価高の原因です。国内外を問わず、これから私たちが直面する課題は、安全保障、エネルギー、食料、気候変動、それと水をめぐる争いというふうに言われています。

議員のおっしゃる一連の物価高の一番大きな原因がこのウクライナ侵攻であります。これがウクライナ侵攻で日本に燃料がなかなか入りづらくなったということと、いろんな材料がですね、値上がりして、これはもう農家の方々も非常に困っておられると思うんですが、はい。世界的に原油や液化天然ガス、石炭などの化石燃料、価格が急上昇しましたので、同時多発的にエネルギー価格の上昇が起きているということですよ。

世界の安全保障とエネルギーの枠組みを大きく変える今回の事件は、同時に世界が抱える複合的な矛盾の紛失を予感させる、そういうものだったと思います。このことによってですね、世界各国で物価の高騰と、それから物や金の流れの停滞が起きています。それが結局、国内経済の状況にも反映しているということだと思います。

最近、資産規模で合衆国の 16 番目のカリフォルニアのサンタクララにありますシリコンバレーバンクと、それからシグネチャーバンクっていうの 2 つ相次いで破産しましたけれども、これは結局、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した FRB の急速な利上げによる長期金利の上昇なんだそうですけれども、今、若干円高に振れてますけれども、預金はですね、政府財務省と、これは FRB によってですね、全額が保護されるということですので、リーマンショックのような、ああいう状況にはならないというふうに、取り付け騒ぎは起きないということらしいんですが、しかし今、世界でそういうことがたくさん起きてます。それが全部、日本の個人の生活にはね返ってきているということになります。

ですからこれはですね、やはり国家レベルの対策を立てていかないと、小さな予算、財政規模が小さい市町村だけで対応できるというものではないと思います。

それから 3 月 14 日火曜日の新聞、昨日ですね、こちらに物価対策ということで、政府の方で困窮子育て世帯に 5 万円というのが、もちろんこれ議員も見られたと思うんですが、政府が月内にまとめる追加の物価高騰対策に電気や食料品の価格上昇で困窮する子育て世帯への現金給付、これ 5 万円だそうですけど、これを盛り込むことが 13 日に分かったということです。

それから LP ガス料金と小麦価格の抑制策も同時に講じるということですね。

これは国の方の政策ですので、こういう形でまずは国の方に動いていただければというふうに思います。弱小な町村ではなかなかそれは難しいかなというふうに思ってます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 今、町長がですね、本当に実感として今の町民の皆さんの生活を

受け止められておるかってのはちょっと今の答弁では感じられませんでしたが、アンケートから寄せられた声っていうことですね、以下あげてますが、これはですね、結局、皆さんは町長にですね、こういう声を伝えて、町長に何とかしてほしい、そういう声ですね、受け止めて色々考えていただきたいということであげられてますので、先ほどの同僚議員の答弁ではありませんが、検討するかしらないのか、あるいはもう全然そのことについては、言わば関知しないという立場をとられるのか、それはそれぞれなんですけど、もちろん即答できる内容でもありませんけどね。

そこでまずですね、国民健康保険税の引下げ、これは要するに皆さんから多く寄せられたそういう声を取り上げて今回、質問してるわけですので、まずですね、71%の方が国保税について高いというふうに答えられています。

これまでも一般質問でですね、人頭税にあたる均等割をなくすことを提案をしましたが、アンケートでもですね、実は30代の女性からですね、こういう声が届いています。国保税高過ぎます。世帯人数に応じて基本料金が加算されるので、大人1人、子供4人で1ヶ月4万円近く払っています。正直苦しいですという声なんです。

現在、国保の基金残高は約1億7,700万円程度だと思うんですが、過去には一般財源を投入して対応されたこともあると思うんです。制度上ですね、所得に応じた減免制度はあるんですが、資料によると、平成6年から現時点までの滞納件数は171世帯、滞納額が約7,700万円ということでした。

実際に払いたくても払えない人たちがおられます。高過ぎる、何とかしてほしいという人たちに対して、町長はどのように対応をお考えなのか。検討するのかしらないのか、そういうことを含めて簡潔で結構ですので、お答えください。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そうですね、保険税というのは、高いのは医療費が高いから保険税高いということが一つは言えるんですけど、算定方法は議員ご承知のとおり、国からお金が来ます。それから現役世代から社会保険診療報酬支払基金というところからお金が来ます。そしてそれでも足りない分を税金としていただくという、それも所得の高い方からたくさんいただいて、所得きつい方からは軽減措置が2割、5割、7割だったですかね、軽減措置がありますので、制度としては非常に、所得のないところからは少なくいただくということで、制度的にはいい制度だと思うんですけど、しかしそれでも全く何て言うんですか所得がない世帯にもかかるといところが非常に厳しいとこですよ。

そこらあたり制度を崩してっていうことは多分できませんので、今あの要するに一般財源から繰入れということもちょっとあったんですが、なかなか今まで一般財源から繰り入れるという制度をやってきておりませんでしたので、それはなぜかという、前も再三ご説明しましたように、一般財源というのは国保世帯だけのものではなくて、社保の世帯も全ての世帯に使うというか、使えるお金ですので、繰入れに関しましては財政状況を示す指標としてはですね、やはり地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのがありまして、これに基づく四つの指標があります。これは実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、将来負担比率というのがこれ毎年度算定しておりますけれども、町は一応これはクリアはしてるんですけど、財政出動をする余裕というのは、やはりこれらが数値がクリアしてるから、基準値以下だから財政的に余裕があるということではなくて、県の平均からしたらちょっと厳しいかなというふうに思っています。

今後もその比率的にはあんまり財政的に余裕ある町村ではありませんので、高止まりするという見込みですけども、地方債の発行ですね、中学校を作っておりますので、これに影響を及ぼす実質公債費比率というのがありますが、これはですね、最新の令和3年度算定、これ3年分を算定するんですけど、これが7.8です。3年間の平均で出す数字なんです

けど、これは低い方がいいということを言われてるんですが、去年が 8%でした。県の平均が 7.3%で依然として若干高い比率を持っています。

新たな地方債の発行というのは最小限にとどめたいというふうに思っていますので、それはもしもの場合には一般財源で充てていかなければなりませんので、その生活の厳しいという方たくさん今そういうアンケートを取られてですね、確かに厳しいということは分かるんですけど、その制度を変えるっていうことがまずできないですし、議員も言われたように、一般財源の投入しか方法はないんですよ。

だから一般財源の投入に関しましても先ほど言いましたように、余裕のある状態ではありませんので、基金は何かがあった時に、やっぱ 3 か月か 4 か月分はとっておかなくてはいけないということもありますので、やはりそこは、そうですね、なかなか。今のところは考えられません。すいません。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 芦北町がですね、均等割をなくしたって。その時に町長があつた芦北は町長の選挙がありますからっていうふうなことを言われてます。しかし町長の判断で均等割をね、なくしてる自治体だつてどんどん出てきてるわけですから、本当に町長がこういう困った人達に答えて、それなりの検討をしてですね、いくらかでもね、してあげるっていうことをね、私はやるべきだと思いますし、町長だったらできるんじゃないですかっていうことを申し上げたいと思います。

次あの介護保険料の引下げの問題にいきます。介護保険料について高いと答える人は 66%ありました。年金から天引きされる高齢者からは、元々少ない年金から引かれるので、生活が大変だという、そういう声がたくさん出されています。

アンケートの中でもですね、50 代の男性、税金のない国へ行きたいと。介護保険料、多良木町は特に高い。

60 代男性、介護保険料が高過ぎる、何とかしてくれ。などの声が寄せられました。

6 年度に介護保険の見直しが予定されてるっていうことなんですけど、介護保険制度発足時の高齢者の負担はですね、大体 3,000 円が限度っていうふうになっていたのが、現時点では 6,600 円になってるわけですね。

ですから当然、収入が減る中でこういうふうにどんどん上がっていくときついのは当たり前のことなんで、ですからこういう介護保険料引下げてほしいっていうですね、町民の声、皆さんが出てくるわけなんですけど、これについては町長はどんなふうにお考えでありますか。どんな対応をしますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 平成 12 年ですから 2000 年に始まった介護保険なんですけど、その頃はそんなに介護を必要とする人がいっしょにいなかったんで、そんなに金額的にも多くなかったんですけども、今は多くの方が利用されています。

この制度の中で回ってる経済のシステムがあります。医療介護の分野で今多くの雇用が生まれてますので、この経済のシステムの周りに多くの事業所があつて、多良木町にもたくさん事業所が出来てます。多くの方々が働いておられて、介護保険制度に乗った経済の循環の中で家計を支えておられるという方々もたくさんおられます。

そういう体系の中で、介護保険制度という大きな仕組みが形づくられておりますので、介護保険料は年金から差し引かれています。ですから今おっしゃいましたように、なかなか年金が少ない中でそこから引かれるというのは厳しいと思いますけれども、そして郡市内の市町村の介護保険特別会計はですね、今、国民健康保険特別会計を上回る金額になっています。

多良木町でも 2 億ちょっとぐらい国保よりも介護保険の方が多いいという状態になっています。やはりそれだけ 65 歳を過ぎて介護保険のお世話になる、また介護保険を享受する方が多く

なってきたということだと思います。

だからこそやはり介護保険料、介護保険制度というのは大事な制度だと思いますし、この中にこれを何とか安くするというのは、なかなか見直しの中でも、これから見直しはしていかななくては行けません、今、介護保険の中は基金が4,800万ほどあるんですが、やはりこの基金の中でもなかなかそれをそのまま介護保険料の減額に持っていくというのはちょっと難しいと思いますので、やはり介護を受ける方々がいる以上、介護保険というのはずっとかかってくるわけで、払わなければいけないということになりますし、それで生活が成り立っている方もたくさんいらっしゃいますので、多良木町は先ほど財政的に非常に規模が小さくて、強い財政ではないということはいましたけれども、そういう中で介護保険料を下げるというのなかなか厳しいかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） もともとこの介護保険ですね、国が本来もっと出すべきものを出していないっていう、それを自治体にしわ寄せするっていう根本的な問題があります。

しかし、それをさておいてもですね、皆さんからこういう声が出てくるわけですので、直ちにそれに手をつけるっていうことはできなくても、この次の見直しの時にですね、そういう皆さんの声も含めて、やはりきっちりですね、分析をして少しでも負担を軽くするっていう、そういうことをですね、やっぱり検討すべきだというふうに思いますのでその辺。

それから申し上げておきますが、今、私が皆さんの声を届けてますが、これは町長がどう答弁したかっていうことを、私はこの次の私が出してるたらぎ民報でお知らせをすることにしてますので、要するに町長が何もやらないのか、あるいは検討するのか、前向きにされるのか、そういうことを含めてですね、やはりきちっと皆さんに知らせする私も責任がありますので、そのことを申し上げておきたいと思っております。

次あの水道料金の引下げの問題です。アンケートでですね、水道料金の引下げを求めている人が52%ありました。

熊本県の水道事業の概況。上水道料金、令和3年3月31日付けのこれ資料なんですけど、これを見ますと基本水量での基本料金、基本水量というのは10トンだったり7トンだったり8トンだったりそれぞれ違うんですが、まずそれで基本料金がですね、多良木町が県内29市町村のうち1番高くて1,760円となっています。

ちなみに人吉市が803円、錦町1,060円、湯前町1,540円、あさぎり町946円です。これ10立方あたりで見ますとですね、県内で6番目なんですね。ちなみに湯前が1,540円、あさぎり町1,243円、錦町1,060円というふうになってます。多良木は10トンで1,760円ですから、やはり今言ったようにこの郡内の中で1番高い。20立方あたりの料金は3,680円でこれも県内6番目に高い料金となっています。

アンケートからの声はですね、水道料金高過ぎ、他町村に比べて料金が高過ぎる。これでは他町村に移住するのも分かる。そういう声も寄せられました。

そこでまず伺いたいんですが、この間、水道料金の滞納によって給水を停止した事例があるかどうか、その点について伺います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、お答えいたします。

水道料金の滞納により給水停止をした事例は、毎年度ございます。

今現在でですね、給水停止を行っている世帯としましては7世帯ございます。内2世帯は令和4年度中の滞納があると。内5世帯については過年度において滞納があるということで現在、給水を停止している次第でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そこでですね、私は思うんですが、いかなる事情があってもです

ね、もちろん支払わないことが悪いって話にはなるんですが、しかし九州電力が一方的にですね、電気料を払ってないので停止してしまうっていうのはある意味では民間業者ということもありますが、しかし行政がですね、命の水を停止することがあっていいのかどうなのかというふうに私は思ってるんですが、町長はどんなふうに思われますか。

致し方無いと思われますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） アンケートをとられて、介護保険料とか水道料とか国保料が安すぎるんで、もっと高くしてくれっていう人は多分いないと思うんですね。

水道料にしても、これあの多良木町の形があって、今、老朽管がどんどんどんどん布設替えをしなくてはいけない状況になってます。それも住民サービスですので、そこをするためにはどういうふうな形で運営していったらいいのかということを担当課は考えておりますので、そこらあたりもぜひ分かってほしいと思います。

やはり払えないと払わないじゃ随分違うと思うんですが、そこらあたりはですね、今までずっと滞納されているところの分は止めてるんですね。それがこれから、じゃあそれ滞納している事情がこうだから、じゃあ開けましょうということになった時に、それを同列に同じような事情がいっぱい出てきた場合には、全部今度は滞納しているところを開けなくてはなりませんので、これは企業会計ですので、そこらあたりは今のやり方でしかできないかなと。

久保田さんはですね、弱い方々の味方ですので、そういうふうなことが来たら当然、この場で町に対して疑問を投げかけられるし、改善を求められると思うんですけど、そしてまたアンケート 3,000 軒配布された、大変なご苦労だったと思うんですが、それはやはり民主主義の原点ですよ。そしてそれを町に対して、こういうふうな皆さんが思っておられるから何とかしろと言われるのは、もう議員の活動としては非常に私たちもそれは素晴らしいことだと思いますけれども、しかしそれが全部、中の制度とか仕組みをあんまり考えないで安くしてくれとか、それはちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますので。

水道料金に関しては大変申し訳ないんですが、今度、そういうふうにとらぎ民報に書かれるかもしれませんが、今の状態で執行させていただきたいというふうに思ってます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） あのですね町長、いろんな仕組みを理解したうえで町民の皆さんがですね、これは妥当な金額だとかっていうふうなそんなことはないわけですよ。実感としてね、水道料高いというふうに思われるからこういうふうに回答返してるわけですよ。だから安くならないかっていう話なんで、ですからその辺もですね、やっぱり町長の見解と違いますが。

かつてですね、町民の皆さんからも料金が高過ぎるっていう声があって、基本料金を 100 円下げた経緯があったと思います。もちろん配水管やですね、施設設備の維持管理に費用がかかることは当然ですが、今紹介したような声に応じてですね、本当に水道料金が高いから多良木にはおれないからって引っ越したっていう例が恐らくあったんでしょ。ですから引下げを検討できないかっていうふうな話を私はしてるので、今の町長の答弁では全くやる気がないというふうに理解しましたので、これについては結構です。

次に農業、農家への支援に行きます。これについてもアンケートの声をちょっと紹介したいと思います。これは 30 代の男性の方からです。農家への物価高騰、米価下落に対する補助、他の町村では行っているが多良木ではないのか。

70 代の男性。高齢者ばかりで田畑の作業をする人がいなくなって荒地ばかりになっていく。それが辛いというふうに書いてこられました。

60 代の男性ですね。肥料・資材高騰、農産物には価格転嫁ができません。作れば作るほ

ど赤字になります。何とかならないのでしょうかという声です。

それから多良木町は、他町村に比べて農業に対する事業に積極的な事業がなされていない。第一次産業が町行政の根幹である。これ疎かにすると後々町行政、財政に影響が出てくると思う。しっかりと支援してほしい。そういう声なんです、そこでですね、町長あの所信表明でもね、飼料や肥料、農薬、燃油などの価格が急上昇し、厳しい経営状況にある農業農家への支援に決意を表明されていますね。

具体的に何をやるかっていうことが問題なので、そこでさらに国県からの財源を駆使して、必要な措置を講じるというふうにし信表明で述べられています。5年度予算にもですね、従来の多目的機能、中山間地交付金、畜産農家への支援事業などは盛り込んでありますが、さらに町独自の支援策をですね、どのように展開されるのか、それについては触れられていません。

これまでも同僚議員も含めたこの関連、このことに関する質問については研究したいというふうにご答弁はなされてきてるんですが、そこで具体的にですね、こういう農業、農家への支援、国県ですね、いわば交付金を待ってしかできないのか、あるいは町独自で何かやる気があるのかどうなのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員ご質問の農業、農業者への支援としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、これあの議員のおっしゃってることとちょっと違いますけれども、町独自の特別対策事業を実施をいたしております。

一つ目が酪農飼料高騰の特別対策ということですね。町内の酪農家 11 戸に経営規模に応じて段階的に支援する内容ですけれども、この事業は昨年 10 月中旬に全て完了しております。金額が、交付金額がですね、1,614 万 7,000 円ということです。

それから二つ目が家畜飼料高騰特別対策事業という名目で酪農家以外の肥育牛、繁殖牛、養鶏などの 58 戸に経営規模に応じて段階的に支援する内容ということになってます。この事業も 12 月上旬に全て完了しました。交付額が 1,045 万円です。

それから三点目がですね、施設園芸燃油高騰対策、特別対策ということで燃油を使って加温を行う施設園芸農家の 25 戸に対して、使用した燃油の購入実績に基づく支援、これが 15 円ですね、1 リットル当たり 15 円ということで、及び保温効果を高める被覆材購入費用ですね、上にシートを被せるやつですね、の 3 分の 2 以内を補助するという内容です。この事業も先月 2 月までに完了しております、581 万 4,000 円ということです。

今回の支援は、経営継続が困難な状況を鑑みて優先的に家畜飼料、あるいは燃油の高騰対策を行ったところですが、今後も国からの交付金の動向とですね、農業関連の高騰状況、農業関連の価格の高騰状況を見ながら、必要に応じて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） ただいまの答弁はですね、昨年におやりになったことで、これは先ほど聞いておりますが、私が聞きたいのはですね、要するに来年度以降ですね、町長が任期中に一体具体的なですね、農業、農家への支援、町としてのですね、そういうもの何か工夫があるのかどうかということをお尋ねしてるんです。どうなんですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、やはり援助をするには一般財源だけでは無理です。ですから国から交付金あたり、補助金あたりがくれば、それを財源としてそれに一般財源を付けて 2 分の 1、2 分の 1 で援助をしていけるとお思いますので、これからもそういう形でやっていくと思います。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9番（久保田 武治君） 要するに国や県からのこなければ今のところ何もやらないと、そういうことだというふうに理解をしました。

あと学校給食費の無料化の問題です。これ学校給食費の無料化についてはですね、12月議会でもやりとりしてまして、郡内では現在実施している山江、水上。錦もですね、町長が選挙もあるのかどうかは分かりませんが、それとの関連で無料になってるみたいですけど、さらに五木村、球磨村、相良村ってということで、さっき町長がいや実はトップランナーを目指すべきところがもうトップ追いつかれたというそういう自戒の念を含めてさっき答弁がありましたけど。

これについてはですね、昨年的一般質問には、余裕が出てくれば財源を確保して議会の意見をですね、伺いながら判断したいというふうに答弁されましたね。そこでその具体的にですね、そういう財源確保のためにあれこれですね、ちょっと工夫をされてみたのかどうか。その点どうなったんですか。

結局、無料化を全額やるっていうふうにはなっていないわけですが、その点の事情もちょっとあったんでしょうけど、それについて。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、だんだん追い詰められてきてましてですね、先日の新聞に、今度は相良と球磨と五木がやるということを掲載されてましたよね。ですから今やってないのは、多良木とあさぎりと湯前になってしまいました。はい。

久保田議員ずっとこのことを言ってこられましたけれども、ほとんどの町村が今やるということになってますので、こちらについては議員の方々からもですね、そういう声が聞こえてきております。

これ先日も全員協議会の時にやる気はないのかというふうなお話がありましたので、これこそ検討をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そもそも町長はですね、就任された時のいわゆる公約の中に一つはですね、郡内でもトップクラスの子育て支援をですね、やりたいというふうにおっしゃってるわけですので、その点はですね、ぜひ検討、工夫をされて、遅まきながらでも実現できるように頑張っていたいただきたいというふうに思います。

議長ちょっと休憩しましょうか。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後1時56分休憩）

（午後2時06分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。9番。

○9番（久保田 武治君） 先ほどの学校給食費の質問の中でですね、アンケートをいただいていたのを1つちょっと紹介するのを忘れてましたんで、ちょっとそのことについてちょっと紹介したいと思うんですが、30歳代ですね、女性の方からです。子どもがまだ小さいですから、物価高騰などでとてもお金がかかります。給料は上がらないので、もっと子育てがしやすいように給食費の無料化、小学校・中学校・保育園や住民1人ずつへの商品券配布、1人当たり5,000円とか1万円をお願いしたいです。これから生まれる子どもより、今いる子どもたちにもっと目を向けて欲しいです。環境がよくなれば、経済的にもっとよくなれば子どもあと一人から二人産みたいなという気持ちになりますという声が届いてます。

次の2番目のですね、マイナンバー保険証についてちょっと伺います。

まず一つ目にマイナ保険証の利用状況、町内の医療機関ですけど、そういった準備状況について伺いたいということなんですが、3月3日開催の公立多良木病院議会でのマイナンバ

一保険証の利用に関する私の質問に、利用開始以来、この間の利用状況が3名。外来待合に利用のお知らせを張り出してから2名、3名の利用が出ているというふうな答弁がありました。

そこで町内の医療機関でのマイナ保険証の利用状況や準備状況について把握されているのかどうか。その辺の現状について伺いたいということなのですが、実は開業医の数名の先生からはですね、私あのこんな経費も職員の負担もかかるようなことを何でやるのかっていう不満の声をいただいています。

それを踏まえて、まずそちらの方で把握されてる状況について。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えをさせていただきたいと思います。

政府は令和6年の秋、来年の秋ですけれども、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに一体化させるといような方針を出されるということでございます。また厚生労働省におきましては、医療機関等に対しましてマイナンバーカードを健康保険証として利用できるシステムの導入、これを今年4月から原則として義務化するというふうに伺っております。

ただし医療機関におきましては、システム開発ベンダーと契約した後、そのシステムの整備を行うこととなりますけれども、3月末までに間に合わないケースがあることから、9月末までの期限付経過措置が設けられているようでございます。

ただいまご質問いただいた町内の医療機関における準備状況でございますけれども、本町におきましては、公立多良木病院を含めて医療機関が11件、薬局が8件ございます。そのうち、既にマイナ保険証を利用することができる医療機関が6件、薬局は8件全部です。準備中の医療機関につきましては4件。その他、ご高齢のため導入を予定されていないという回答をいただいたところが1件ございます。

ただ利用状況については把握はしておりません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） はい。そこで行政としての対応はどうかというのか、そもそも任意であるマイナンバーカードのですね、取得を進めるために保険証を廃止してマイナンバーカードにリンクする、そういうシステムの導入を医療機関にですね、義務づけたのは違法だということで、東京保険医協会の医師ら274名が、義務の無効確認や慰謝料を国に求める裁判を起こしています。

また公立多良木病院でも利用を始めてから顔認証がうまくいかなかったり、システムのトラブルで2週間ほど利用できなかったとの答弁もありました。今後もトラブルがないとは言えないということだと思いますが、さらに11万人の医師が加盟する全国保険医団体連合会の調査では、既にカードリーダーを導入した医療機関の4割でトラブルが発生しています。

マイナ保険証の問題点なんですけれども、これあの公立病院でも発生したように顔認証がうまくいかずに、職員が立ち会ってということでも手間暇がかかったとか、あるいは紛失・盗難の危険があるわけですね。

要するにマイナンバーカードは普通、直しておくものですが、これが保険証に結びつきますと、受診のたんびにこれ持ち歩かなきゃいけません。そうしますと紛失・盗難の危険性が高くなる。現在の健康保険証は紛失してもですね、1週間ほどで再発行されるんですけど、マイナ保険証は1か月から2か月かかる。じゃあその間の受診どうするのっていう問題が出てきますね。

それから不測の事態に対応できないっていう問題があります。災害で停電が起きたり、機器に障害が生じればマイナ保険証は使えません。さらに個人情報の流出、そういう心配もありますし、何よりも更新手続が面倒だっていう問題があります。例えば電子証明書の有効期

限、5年毎に更新が必要ですけど、マイナンバーカード自体も10年毎、未成年は5年毎に更新する必要があるっていうなことで、こういう手続が面倒だっていういくつかの問題がですね、きちっとやっぱしあの指摘されてるわけですね。

その中でマイナンバーカード取得を進めるために、強引に厚労省、デジタル省がですね、こういうことを進めてるっていうことがまたまた問題があるんですが、そこでですね、行政としてはこういうマイナ保険証のですね、普及推進においてどのように関わられるのか。

例えば厚労省や県などからの通知、あるいは事務連絡など送達されているのかどうか。その点についてはどうでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきたいと思います。

行政としての対応はということですが、医療機関等に対する財政的な支援につきましては、国の方で直接させていただいておりまして、市町村からの財政的な支援というのは、医療機関に対する支援はあっておりません。

それからシステムの不具合に関しましても、一切町の方には何も通達なり来ておりませんし、ただ先ほど議員、質問の中で申されました保険証を紛失した際、その時におきましては、資格確認書っていうのを市町村は発行することになっております。それはカードを紛失された場合、あるいは盗難に遭った場合、そういった形で無償交付という手続をさせていただくということになります。

国といたしましても今、マイナンバーカードを申請して受け取りまでに1か月ほど要しておりますけども、これをできるだけ短期間で発行できるようにという動きがあったりとか、あるいは小さい子どもさん、今全て顔写真つけて発行しておりますけども、それを小さい子どもに関してはなくしていくというような動きも出てきているようでございますので、そちらについては国の動向を見ながら随時、対応していきたいと思っております。

それから先ほど質問にありましており、町に対しての通知等はあっているかということですが、そちらに関しては全然あってないような状況でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） マイナンバーの保険証の問題と関連するんですが、実はですね、アンケートの中で、マイナンバーカード取得を条件とした生活応援臨時給付金に関するアンケート、これもちょっと何通か届いてますのでちょっと紹介をしたいと思います。50代の男性です。マイナンバーカード、任意のはずなのに作ったら1万円、作らなければ0円。こんな不公平なやり方おかしい。交付金は公平に配るべき。

同じく50代の男性です。マイナンバーカードを作らないと1万円も貰えないとかおかしいのではないのでしょうか。一部の人は脅迫みたいだねって言っている。そういう話があると。

それから40代の男性。1万円欲しけりゃマイナンバーカードと引換え。せこい。というふうを書いて届きました。そのこともちょっとあえて紹介をしておきます。

次の3番目です。会計年度任用職員の処遇改善について移ります。

まず1番目の任用職員の配置と処遇状況について伺いたいということで資料いただきました。その資料によりますと、10代から70代までの67名が会計年度任用職員として配置されています。実に職員全体の37%になりますね。職種や平均勤務時間は週30時間から35時間となっているようですが、平均の報酬月額額は定額の2名と土木技師など、あるいは数名の免許資格者を除けば、月額12万2,000円から17万円に届かず、その中で一般事務に従事する36名は年収が200万円を下回る処遇となり、いわゆる官製ワーキングプアの範ちゅうに入ります。

そこで伺います。まず地方自治法改正で2020年度から期末手当が支給できるようになり

ましたが、期末手当の相当額をですね、給与の引下げで相殺する自治体がね、出てきてるってことなんです。そうなりますとこれ改善に結びつきませんね、総額は変わらないだけ。本町ではそのようなことはやってませんよね、もちろん。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

そのようなことは、本町では行っておりません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 2番目の処遇改善をどのように進められるかということなんです、同一労働・同一賃金が求められる中で、同じ仕事をしていても正職員とは待遇が異なる。

しかも低賃金だということの指摘がされている中で、やはり公的な職場が率先して賃上げを行って賃金水準の向上に貢献すべきだというふうに思うんですが、特にこんな大変な物価高ですんで、そういう賃金の引上げが求められると思うんですが、その辺の処遇改善をですね、どのようになされるのか、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

まずそもそも制度改正時におきましては、一般職の非常勤職員として配置されていた職員ほぼ全て新制度へ移行して、現在も同様に配置をしているところです。

地方公共団体におきます公務の運営におきましては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提としまして、常勤職員の職と異なる事務補助職員として、全てパートタイムで配置をしているところでございます。

そのため、給与におきましては、会計年度任用職員制度が導入されたときに、町の一般職の行政職給料表ですね、そちらの方に適用させるように規則の方を制定いたしております。そちらの方で例えばパートタイムの職員であったらば、それを時間に引き戻して給与の額を算出しておりますので、例えば給料表が改正されたとしたらですね、翌年度からは、またその変わった給料表から基礎額を算出して給料の額を算出するということになっております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 要するに給与をですね、きちっと引き上げるっていうそういうふうな仕組みになってるっていうことですね、はい。

そこでですね、例えば自治体で会計年度任用職員として働いている人の中には、この職は例えば2回、3年までは更新が可能で、3年目の終わりには必ず公募を受ける必要があるという説明をしているところもあるようです。

ただこれは少なくとも法律上の決まりではないんですが、そのため地域によっても違いがあってですね、4回、5年までは更新が可能という自治体や、更新に限度を設けていない自治体もあるということなんです。

要するに安心して働けるようにするためにはですね、やっぱり一律的な対応は避けるべきだと思いますし、それぞれのやっぱり働きぶりっていうのがそれなりの評価の上できちっとした対応がですね、やっぱりなされるべきだと思うんですが、本町としてはその辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

ご質問のとおり、制度導入当初は総務省からの事務処理マニュアルなどで、更新は2回までというふうな表現がされていたことがありました。ただその後、申されましたとおり、各自治体でのばらつきが出てきておまして、総務省からのそういったそのマニュアルの改正の中では、若干こう表現が緩やかになってきております。

本町といたしましても、更新は原則2回ということとしておまして、例えば、その会計

年度任用職員のそれまでの勤務成績であったり、勤務実績によりましては、必ず公募によらなくても任用を更新するという事はあり得ることでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） いただいた資料によりますと任用職員のうちにですね、いわゆる働き盛りっていいですか、そういう人たちが例えば10代・20代で7人、30代が9人、40代が13人、合計29人いらっしゃるわけですね。

中には子育て真っ最中、あるいは社会的には中堅と言われる、そういう年齢層の方もおられるわけですが、今、日本の賃金、特に非正規職員ですね、待遇が悪い、賃金が安いということで問題になっておりますが、大きな原因の一つがやはり非正規雇用っていうことに行くと思うんですね。

特に若い人が将来に希望が持てない、あるいは結婚もできない、あるいは中堅としてのやりがいも持てないっていう状況にですね、なるとすれば、やはりそういう人たちをそのままいわゆる任用職員のままでですね、いいのかわかっていう問題が実際にあるわけですが、多良木町の職員定数は条例によると177名ということで、現在116名というふうになっているそうですが、こうした状況をですね、もちろんその残りの分を言わば任用職員の方がそれぞれ業種、それから勤務時間違いますけども、全体として行政サービスをやはり支えているということについては間違いがない。

ですからこういう改善をしていく上ではですね、やっぱり職員採用をですね、正職員をね、やっぱり一定きちっと確保していくっていうことが必要ではないかというふうに私は考えてるんですが、その点についてはどんなふうにお考えなんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川 広人君） お答えいたします。

職員の定数の話をされましたが、あくまでも定数は常勤職員のことになりますので、先ほど申し上げましたとおり、会計年度任用職員といたしましては、常勤職員の職と異なる事務補助職員としてパートタイムで配置をいたしているところでございます。

ですので、常勤職員につきましては当然、今後、定年延長なども導入されてきますので、そういったことを踏まえながら定員管理計画の中で計画しながら採用は行っていくことにいたしております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今、課長が答弁されたようにですね、定年の延長の問題も出てきますので、それなりの戦力は確保しながら、しかしこの任用職員の人たちはですね、ある意味では非正規職員としてやはりなかなかタイミングがですね、改善にも一定の限界があるということで、やはりこういった安上がりの働かせ方っていうのはですね、やはり私は問題があると思いますんで、きちっとした正職の採用、もちろん年齢的にこれに応募できる方は当然、試験を受けることができますね。

そういった方向も含めてですね、やはりきちっとしたそういう人事管理っていいですか、そういった処遇の改善も含めたですね、方向性をやはりきちっと示して、頑張りがいをもってそのサービスに当たっていただくっていうことが必要だというふうに思いますんで、その辺の処遇についてはぜひ今後もですね、積極的なそういう手立てなり、そういうものをね、打っていただきたいというふうに思います。

特にですね、人口減少が進んでるわけですので、政策的にも人材の育成・確保がですね、重要だと思うんですね。ですから地域に残る人材を大切にすうえでも、ぜひその今の非正規職員の方ですね、処遇も含めた検討をね、ぜひしていただきたいと思います。

町長これについてちょっと。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、おっしゃるとおりですね、職員の今の数では足りないので非正規の方々に入っていたらいいわけですね。そういうところは確かにあります。

定員管理の問題は、やはり職員一人採ったら1,000万ほどかかりますので、やはりきっちり試験を受けていただいてですね、そういう形で少し職員採用を増やしていければと思うんですが、なかなかその非正規の方々についてはですね、それを上げるということもなかなか難しいもんですから。

職員の給与に関しましては民間の給与が決まった後、人事院勧告で勧告がありまして、そこで正規職員の金額は大体決まっていくわけですので、それに伴ってどんな形でやっていったらいいのかということは考えていきたいと思うんですが、なかなか正職員をたくさん際限なく雇っていくとなかなか財政的にも大変ですので、そこは節度を持ってですね、しっかりと定員管理していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 最後の4番目の川辺川ダム問題についてちょっと伺いたいんですが、第1回ですね、新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組みについて、小松利光九州大学名誉教授が、まずその魚が登る時にしっかりとしたですね、減勢工という、そういう組立てられたその建築物っていうのか、それがですね、邪魔になる、あるいはトンネルを本当にその魚が遡上できるか、100メートルあるんですけど、それから流水型ダムは普段は水が溜まっていないので景観が悪いというふうに指摘をされております。

これらの問題はですね、作ってからでは遅過ぎる。建設の再検討が必要と思うがどうかっていうことなんですけど、内容を繰り返すことはしませんが、この小松先生が問題点を指摘した後にはですね、今後、技術者が改善に取り組まれると思うというようなことを言われてるということで、しかし問題はですね、ここに最初に述べられてる問題がもしあるとすればですね、まだ建設したことのない最大規模の流水型ダムですから、これ完成した後にですね、いや問題は実は解決できませんでしたっていうことでは取り返しがないわけですね。

ですからダムを作りながらではなく、作る前の何よりもそのことを研究・検証が必要だというふうに私思うんですけど、今、人吉市民の中でもですね、ダム建設をめぐる様々な議論がされています。市長選でも争点の大きな一つになると思うんですが。

その論点はですね、一つはダムで本当に命も清流も守れるのかという問題。それから二つ目にはですね、気候変動で異常な豪雨が予想される中で、50年に1度の洪水に対応するダムに頼る、そういう時代ではなくて、想定を超える雨のもとでは、ないのと、ダムがないと同じじゃないかっていう、そういう議論もあります。それからむしろ市房ダムと川辺川ダムの緊急放流が同時に起こりうることの、そっちの恐怖の方が、まさに憂きというふうに市民が感じているというふうに言われています。

それから四つ目には7.4災害の教訓。これ逃げる、避難するっていう点ではですね、早く明るいうちに避難指示を出すこと、これが必要だということなんですけど、そのことを含めてですね、今、市民の中では、やはりそういう市長選挙のこともあり、ダムの計画が決まったということで、様々な議論が起きてるっていうふうに私も聞いてます。

人吉市で亡くなった方のほとんどが支流の災害によるもので、ダムがあっても防げなかったっていうことは今までで指摘がなされているわけですけども、それと併せてですね、小松教授が日常的な川の濁りも否定されませんでした。

ということですね、清流がなくなれば人吉の観光は成り立ちません。さびれてしまいます。清流を残し次世代につなげたいというのが流域住民の思いです。人吉球磨の観光にとっても大きい問題ですね。

でも町長はね、これまでも自分からダムを作ってほしいというふうには言っていないという

ふうに言われてますし、下流の被害がね、軽減されるっていうことであればダムも致し方ないっていうふうな、そういうことだと思うんですけども、河川整備計画は作られましたが、実施するまでにはまだまだ時間があります。

国交省やですね、国の言い分を鵜呑みにせずに検証して、ダムありきで建設を強行することのないように、そういう態度をですね、とっていただきたいというふうに私は思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 何人かの企業の方とちょっと話したことがあるんですけど、人吉市には、ちょっと人吉市にしてみれば非常に厳しいことだと思うんですけど、人吉市の、あそこをああいいうふうに浸かったんで、ダムができない限り企業誘致は難しいよねというふうなことを何人かの企業家の方から聞いたことがあります。

先ほど市房ダムの話も出ましたけど、市房ダムは、放流は怖いとおっしゃいましたが、確かにですね、14号台風のときにはかなり上まで来てましたので、それはもう私も写真で見て、ここまできたなと思ったんですが、しかし何とか止めていただいたということと、あそこは幸野溝と百太郎溝ですね、農業用の水を供給しているという意味で3,500ヘクタール、多良木、湯前、それからあさぎり、錦まで、非常に大きな水田を潤していただいています。だから市房ダムは必要だと思うんですね、私はですね。

それから川辺川ダムに関しては、今おっしゃいましたけれども、第1回の新たな流水型ダム事業の方向性の進捗を確認する仕組みというのが、座長が、副知事が座長で去年のですね、12月25日の午後2時から人吉市の中小企業大学で開催をされました。

私もその場に出席しております、私はその場でちょっと肌で感じたんですが、被災地の自治会の会長さんとかですね、それから復興計画の策定に参加している方とか、それから緑ネットの百太郎溝、それから幸野溝の土地改良区の方々、それから観光地域づくり協議会の方、それから上中流の住民の代表の方々、ほとんどがですね、災害が再び起きる前に何とか1日も早くダムを作っていただきたいということを言っておられました。

しかしその中のお一人ですね、自然観察指導員熊本県連絡会という組織の方が、この方、女性だったんですが、ダムは再考の必要があるということをおっしゃってました。この方お一人がですね、ダムの再考の必要があるということをおっしゃってました。

小松先生の場合はですね、河川工学の専門家として、北海道大学の泉先生とお二人でアドバイザーということでご出席をいただいてたんですが、私が聞いておりました限りはですね、最初のこのアについては規模が大きいダムなので、減勢工は魚が上がる時には支障になるかもしれないから、そこは十分注意してほしいということをおっしゃってました。

で次のイについてはですね、トンネルが100m、今おっしゃったとおり長いので、トンネルの中に自然の石を置いたり、トンネル内が暗いといけませんので、トンネル内に照明を入れて、そして魚が遡上できる状況を作ったらどうかということも言っておられました。

それからウについては環境に配慮しつつ、いろいろと修正しなければならない部分についてはこれから修正をしながら、環境アセスのような形で今、アセスメントをやっていただいていますので、これらの問題を解消して、最終的には世界で最先端のいいダムにしていきましょうというご意見だったと思います。

最後はちゃんと小松先生もフォローしていただいていますので、ダムが必要という立場でのご発言だったのではないかなと、私はそういうふうに感じました。

河川整備計画、おっしゃいましたようにできましたので、国と県がダムの建設を決めまして、流域12市町村も全てダム建設で一致しておりますので、ダム建設の再検討というのは、もうこれからのないものと思います。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでですね、小松先生の話ですね、結局ダムができる前にやっぱりそういう問題があるんだけど、しかしダムは作るっていうことを前提にした話し合いなんです。

ですけども、市民の中で、あるいはこれまでのパブリックコメントの中ではね、7割の方がダムはね、やっぱり考えるべきだっていうこともこうやって出てるわけです。

しかもダムを作るっていうふうに決めた人たちは、この流域に住む人たちではありません。国交省だったり、蒲島知事だったりしてるわけですよ。

ここに住む流域住民が抱えてるそういう問題、心配をですね、きちっと言わば話も聞かない、説明もしないっていう中でね、進めることについて色々問題が出てきてるわけなんです。

ですから、私はですね、これ最後に申し上げたいのは、国交省や県にお任せではなくて、町長も行政のトップとしてですね、流域住民の生命・財産、これを守るためにですね、住民から出されている声をしっかりと届けて、そしてそれに対する説明責任をですね、やっぱり果たすべきだというふうに私は思いますんで、そのことを申し上げて質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで、9番久保田武治さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後2時39分散会）